

# 刑 政

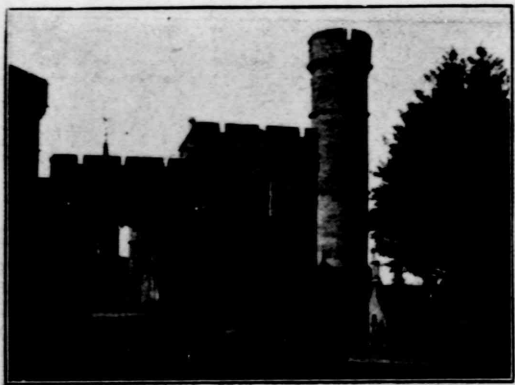
號 月 八

行發會協務刑 財  
人 國

刑 政 第拾九卷第八號 目 次

- 懲 罰 の 本 質 . . . . . (卷 頭 言) . . . (二)
- 刑罰は有効なりや(一) . . . . . チャーレス・プラット . . . (四)
- 社 會 防 衛 の 思 想 (三) . . . . . 井上 圻治 . . . (三)
- 滯 英 所 感 . . . . . 大森 洪太 . . . (一九)
- 受刑者の觀たる一米國刑務所 . . . . . 堤 隆 . . . (二四)
- 心 的 妙 用 . . . . . 富 井 隆 信 . . . (三)
- 諸 家 諸 說 (若槻禮次郎、泉二新熊、留岡幸助、遊佐健彦、高島平三郎、新井石潭) . . . . . (四)
- 白耳義國刑務所に於ける精神診査其他(海外時報) . . . . . (四)
- 「住」 の 問 題 . . . . . 佐 藤 功 一 . . . (五)
- 假 名 と 國 文 學 . . . . . 尾 上 八 郎 . . . (五)

＝ 家庭のページ・刑務令規・叙任降令・地方定より・會報・統計・其他 ＝



**(圖上眞寫) 所務刑スネーバンイ**

ずせ用使てしと所務刑は在現りあにドンラトツコス國英  
。るあで名有てしと「家空の所務刑」。るゐてつなに家空

**(圖下眞寫) 所務刑ドツヘータービ**

の場切石、れらて建く近海、りあにドンラトツコスくじ同  
つ以を材石たれさ出切。るゐてれら知てしと所務刑るあ  
。るあ、つし造築を堤波防て



## 懲罰の本質

懲罰の性質は恰も家庭に於ける父の懲戒権と同じでなければなりません。

家庭の子が不良であり、卑劣であるとき父の懲戒権が発動すると同じ様に刑務所の子等が不良であり卑劣であるとき刑務所長の懲戒権が発動しなくてはならぬことは勿論であります。懲戒権と懲罰権との發動の時機目的が同一であると同じ様に家庭に於ける父と刑務所に於ける父のその時の心持ちも亦同じでなければなりません。

けれども家庭の父と刑務所の父とのその時の心持ちは家庭の子と刑務所の子との境遇の相異によつて稍ともすれば庭徑を來すものであります。

名前こそ違へ同じ父である以上懲戒の裏に父の愛があり懲罰の裏にも亦父の愛があるべき筈なるに之はまた刑務所なるが故に、犯人なるが故に父の愛は自ら消え去り勝ちであります。而して、父の愛のない



懲罰は只威嚇のみ残る筈であります。抑も家庭に於ける父が威嚇そのものによつて懲戒を行ふとき、家庭の悪太郎から將來の英傑を期待する譯には行きません、なぜならば悪太郎はその父に反感こそ抱け父の人格に咫尺せんとする希望を打ち捨てるからであります。恰も、懲罰と刑務所長と受刑者との關係は家長とその懲戒と悪太郎との關係に他なりません。所長は科罰するに際し刑務所の悪太郎を將來の良民にするべく考へねばなりません。

懲罰あるが故にその受刑者を嫌忌し、貶謫することは彼をして自暴自棄に陥入らしむるものであります。いたづら兇程可愛いのは家庭の父に對する格言である様に刑務所のいたづらツ子に對する父に付ても亦最上の格言であらねばなりません。

わたくしは懲罰を悪太郎に對する反撥性養成の眞愛の具象化と見たい。従つて過去の懲罰を以て受刑者の現在及び將來を計る様に囚はれてはならぬことを希望して止みません。



# 刑罰は有効なりや (一)

(Does Punishment Pay?)

## チャールズ・プラット

Charles Platt氏は現在合衆國ペンシルベニア洲の行刑調査委員長にして、  
兼ねてナショナル・プロベーション・アソシエーションの會長である。

(1)

今日アメリカでは刑罰の増加、刑罰に於ける苦痛の増加を要求して已まないものである。その要求は殆んど感情に馳せてゐると曰つてもいゝ位に切なのである。これは犯罪の害悪に目覺めた社會公衆の反動で、そうありそななことである。報復の欲望があるのである。此反動程自然なものはないのである。これはまだ人間のできてゐないほんの小供らしい反應で、社會とはどんなものか、社會的の統制とはどんなものか、少しも解かつてゐない人の心理的の反應なのである。この心理に何と理窟をつけたにせよ、「正義」と呼ぶも可、「社會防衛」と呼ぶもいゝ、しかし終に是れ思慮の無い、社會といふものを知らない、原始的な野蠻なイゴイズム(主我心)の現はれに過ぎないのである。

遠い昔の部落生活の時代に在つては、部落の中で、いやがられてゐるものに對して、先づ第一に考へられたことは其奴を片づけることであつたに違ひない。そういふものが發見され次第に部落から排除する、驅逐することであつたに違ひない。實際またそれか行はれてゐたのである。部落で欲しがられてゐない人は石を投げつけられて

(4)

殺されるか、怒れる群衆に追はれて部落から驅逐されたのである。これが罪を犯したものと最後であつたのである。此の考へは全く好い考へに違ひなかつた。それで、此の考へは幾千年もつゞいて實行されてゐたのである。しかし、星移り物換つて、一つの變化がやつて來た。この變化を、我等は人道といふ觀念が漸く發達して來たやうに考へたのであるが、實はそうばかりでもなく、經濟上並びに政治上の一例へば、いやな奴の小供の始末とか隣國の態度とかいふ他の思慮も交つてゐたのである。種族の統一といふ觀念が非常な強かつた時代には、種族は至上のもので、生れた子供は種族に屬してゐたのである。で、親が逐はれた時には、其等の子供は他の種族のものと一緒に種族生活の恩恵を受けてゐたのである。彼等子供等は生物學上からは孤兒であるが、それがために何の不便も感じなかつたのである。しかし時の移るに従ひ、種族は生長し、幾箇かの部落に分かれ、漸く生活は複雑となり、種族の責任といふ感じは漸次減じて來たのである。今や家族が單位となつて、種族よりは一層重要な意義を有つて來たのである。で、追放せられたり又は殺された罪人の子女其他の從屬者は今や昔と變つてその國家の厄介物となつて來た。種族は子供の上に認めてゐた所有感を失つてしまつたのである。尙ほ其上に種族間の交渉といふことも起つて來たのである。種族と種族と境を接し、隣國は更らに一層近接して來たのである。是に於て、或る部落を逐はれたものはや荒野をさまよつて終りを遂げるといふことはなく、他の部落へ遷けて行くのである。しかし、こゝにいふ奴は何處でも歓迎はされないから、事態は面倒になるのである。茲に誰からもいやがられてゐる人がゐるとする。しかもそれをどうかたづけられることもできないのである——其等のものを悉く殺すとか追放するといふ考へは變化して來た生活狀態と共に相容れなくなつて來てゐるのである。茲で、「ぢや、仕方がないから、彼奴等に苦痛を加へてやれ」となる。面白い考へである。何人も欲する所のものである。是に於て罪人の身体に苦痛と傷毀とが加へることを通則となるに至つたのである。凡ては之で巧くすんでゐたのである。

(5)

すると、暫くしておせつかいなりホーマー（改革者）がでて来た。——で、初めてプリズンといふ方法が發案されたのである。「彼等を罰するまでの間僅かに只だ拘禁してをく代りに、いつまでも拘禁してをいて、之を刑罰として考へたらいいぢやないか。何故、我々の國の中に追放の場所を作らないのか」と。

これは遠い昔の名案だつたのであるが、我等は今日之より一步も出てはゐないのである。固より苦痛と傷毀を加へることは、心理的に頗る満足と與へるもので、長い間慣行されてゐて、プリズンといふ思想は、他の何れもの改革の如く、その發達は甚だ遅々たるものであつたのである。その考へが世に容れらるゝに至つたのは、しかもいや／＼ながら受け入れられたのは、僅かに二百年に足らない以前の事である。

しかも、どういふわけか、此の考へは巧く行かず効果がなかつたのである。犯罪はいつまでたつても無くならないのである。プリズンも苦痛も、犯罪の進歩の上に何等目に見ゆる防止の効力を有つてゐないのである。何かあやまつてゐるのだらうか？茲で問題を出して見るのが早解りであらう。余の察する所によれば、社會の防衛といふことがプリズンなる思想の求めた主たる結果であつたらしい。然らば、我等はどれだけ社會を防衛しつゝあるか。拘禁といふ觀念は心理的に正しいものであるか。それは凡ての犯人に有用であらうか、それとも其中の或る物にだけ有用なのであらうか。我等のプリズンは受刑者を改善することができたか。はた又た、彼等を悪化せしむるものだらうか。而して、若しプリズンが彼等を悪化せしむるものとしたならば、然らば我等は彼等をプリズンに投じて、どう社會を防衛しつゝあるといふのか。

(11)

プリズンなるものは今日三箇の主張によつて説明せられてゐる、或は辯護せられてゐると曰つた方がいゝかも知れない。第一は古いもので、不淨な分子を驅逐して社會を淨化するといふことである。次は、新しいもので、

この忌むべき分子の隔離で防止の効果を擧げようといふことである。第三は、現在は殆んど空談に過ぎないもので、プリズンに受刑者の改善を求めんとするものである。我等は先づ最初の二つだけを考へて見よう。第三は省略しても可しい——それはたゞ將來の希望に屬するもので、現在では樂天家の空想に過ぎないものである。

光づ第一に、犯人を社會から取り除くといふことを考へて見るが、成程、皮相から見ると大變善い考へである。然し、其者は永久に社會から除かれたのではないのである。或る期間の刑期が経過すれば再び出て来る。社會に出て来るのである。之を記憶してゐなければならぬ。茲で直ぐと新しい問題にぶつかるのである。其者がプリズンに在つた間にどういふ事に遭遇したか、これが我等にとつて第一に重要な事になつて来るのである。茲に社會的に重要な或る物があるのである。で、受刑者の家族とか、其等のものに對する誘惑とか負擔とかいふ古い未だ解決せられてない困難な問題はしばらく度外置いて、單に受刑者其者について考へて見よう。

茲に一人の青年があつて、或る罪を犯して、刑務所に送られた。(sant up)とする。彼は青年たるものゝ有つてゐる凡ての若々しい本能を抑へつけるような、のみならず其上に強に滿ちたアトモスフィア(鬱團氣)の中に投せられるのである。彼が刑務所を出て来た時には、彼は幾分でも溫和な、社會的生活に過したものと成つてゐるだらうか。ツキンナの心理學者フロイト(Freud)は野蠻な亂暴な抑壓手段が人の適義の觀念の上に及ぼす結果を説明してゐるが、一人の青年を多勢のクリミナル(惡徒)と一緒にしてをくことが、其の青年の爲めにならないといふことは、常識で考へても解ることである。我等は青年を刑務所へかたづけたことによつて、彼の利益を謀つたと期待することのできないのは確かなことである。——然らば、我等は社會を利益したらうか。茲に一人の犯罪生活に入らうとする一年があつたのである。彼は別に大した犯罪上の野心を蓄へてはゐなかつたのである。此者を、だゞ悪い本能に發達の機會を與へるような場所へ抛り込んだのである。如何に彼にとつて好もし

くない教訓<sup>レクソン</sup>でもどうしても避けることのできないような學校に彼を入れたのである。と、余は言ひたいのである。我等は、反社會な態度を習得するためのあらゆる機會を彼に與へたのである。我等は彼の心を歪めたのである。彼の體軀をいため害したのである。我等は、彼が勤勉な勞働習慣を養ふとしたならば、ぜひその機を失してはならない時期に於て、勞働の世界から彼を引きはなしたのである。我等は、彼の精神を碎き、社會から見はなされたといふ孤獨感を深くその心に刻みつけ、善友と交はるの凡ての機會を奪ひ、惡人の中から友を見出すことを強ひ、而して、最後に我等は、そうするつもりもなくて、報復の堅き決心を彼に與へたのである。かくして我等は彼を放ちやるのである。卒業させるのである。社會にとつて、これは何といふ防衛であらう。我等は決して暗夜に一人で、我等の慎重な用意の結果たる此の青年と出會ふことは好まないに違ひない。——然し實際に出會ふかもしれないのである。

(III)

次に、プリズンの經驗は受刑者をして再び罪を犯すことなからしめ、拘禁の恐怖は他をして不正に遠ざからしむるであらう。といふ防止の効力についての主張を考へて見よう。これは人間の恐怖心を利用しようとするのである。禁止された行爲は、我等がその行爲の有り得べき凡ての結果を考へた時には、自らその妙に人の心を引きつけるような力は消へてしまふものであるが、然し、これは其人が或る程度の社會的教養並びに慎重な熟慮を有つてゐると假定した上の話である。然るに、若しそれが我等の犯人供給の源泉である少年や青年になつたらどうであらう。また、不幸な悪い環境の中に生長して、反社會的な性格の強く發達したものはどうであらう。窮乏に逼られて犯罪に逐はれたものはどうであらう。かゝる人々にして、若し成功の曉の獲物が大したものと思はれる場合に、そのチャンスをとつて、たとへ時々でも捉へないでゐるものがあるたらうか。

然るに、總てかういふ事は度外視して、プリズンの苦がい經驗を喫せしめて、由て以て再び罪を犯さざらしめんがために、何ををいても先づ第一にパニツシュ(處罰)するのである。これであらう行くだらうか。受刑者の六十パーセントは少くも一度は嘗つて拘禁されたものである。して見ると、この六十パーセントに對してはうまく行かなかつたのである。處罰さるゝ恐怖、社會から除けられる恐怖は、已にアウトキャストとなつたものを罪に陥らないように出来るだらうか。恐怖といふものはたゞ一時の感情で、報復の慾望といふ、もつと持續的なものと變しがちなものである。多くの受刑者には、この二度目の反動が先入主となつて、思案と空想とを煽り立て、容易に凡ての恐怖を壓倒して了うのである。獄を出て來れば、一切の彼の行動を卒ひるものは、この慾望なのである。最近に英國の内務大臣<sup>ホーム・セクレタリー</sup>、行刑當局の長であるが、彼は言つたことがある。「プリズンは大きな防止力は有つてはゐるが、然し一度共處に入つたが最後防止力はなくなつて了ふのである。」「Prison is a great deterrent, but not when once you have been in one.」云々。

然したとへ社會に對してかゝる憎惡を懐かなかつたとしてさへ、一度生活上の諸責任より引きはなされ、數年の間たゞ一箇の無責任な番號となり、自動人形となり、プリズンといふ忌むべきメシンの中の一つの齒車となつてしまつたら、果して彼はどうなるであらう。たとへ彼が生活の競争場裡に再び立戻らうとして或る努力をしたとしても、彼は到底不可能だと氣がつくのである。彼の有爲の自發力<sup>イニシヤチブ</sup>は破壊されてしまつたのである。彼はじつと一と處に踏み止まつてゐることはできないで、あちこちとうろつくのである。彼の助けとならうとした備かな人達の同情はなくなり、忍耐も盡き、彼は終に救ふべからざる浮浪者となつて了うのである。むしろ此れは幾分でも質の善い方で、若し反對に一層質の悪いのになると、釋放さるゝやいなや、直ぐに犯罪にとりかゝるのである。





生活 (Childhood) を改善し、人生の發達を容易ならしめんと努めつゝある、吾人はかくしてまた、犯罪者の供給をたち切つてその兵力を弱めることによつて、犯罪問題について幾分の解決を與へつゝあるのである。Child Guidance Clinics (少年輔導臨床講座) とか、National Committee for Mental Hygiene (精神衛生國民委員) の如きは健全な次の時代を育て上げようとして努力してゐるのである。

然らば、何故に犯罪者其者に之と同じ理解を應用しないのであるか。何故に、我等のプリズンにはや刑罰のさめの場所ではなく、之に代つて若しくは少くも之に加へて、教育のための場所であればならない、といふ趣旨が主張されないであらうか。我等のプリズンをして良好なる産物を出さしむるものたらしめよ。そうできるのである。現に我等は少年のために留置場 (House of detention) を有つてゐて、入つた時よりも少年はよくなつて出て行くのである。此の考へと實行とが擴張さればいゝのである。人間を犯罪生活をさせるように教育するのは全く馬鹿な話で、少し頭を使ひさへすれば、社會の役に立つように教育することができるのである。

(Survey, March 1, 1926)

(未完)

## 社會防衛の思想 (三)

### ● 刑罰個外化の理論的背景 ●

井 上 忻 治

六

傳統的の考へ方を捨てることの出来ない人々はかう云ふことを言ふ。——若し責任や刑罰の原理を抛棄したならば、それこそ奇怪至極な結果を生ずるであらう。丸で罪のないものが罰せられたり、また罪あつて罰せられるとしても、その犯した罪責の程度とは丸で不釣合な重い刑を受けたり、或ひは軽い刑を受けたりするやうなことゝならう。それでどうして社會感情乃至正義觀が満足され、社會秩序が維持されようか。

成程、應報思想の古い見方では或ひはそういうことゝなるかも知れない。固より社會防衛の觀念は應報手段としての刑罰のクラシツク風の概念とは丸で違つた性質と、更らに廣い意義とを有つて居るのであるから、時としては犯罪の責任とは丸で没交渉なことも有り得ようが、しかし如何なる場合に於ても、社會防衛の觀念は個人の心理状態と無關係に解せられるものではない。そしてまた社會防衛の制度の下に加へられる犯罪防遏の方法が個人の權利を不當に侵害したり、個人に無用の苦痛を與へたりするようなことなく、それが却て社會生活の安全をより有効に保障する所以であり、連帯生活の秩序の維持により有利であるかぎりには、假りにその手段が傳統的刑

罰の型式や理想と必ずしも一致しないとしても少しも差支へはないはずである。

同より社會制度は凡て一般の社會感情に満足を與へることによりて初めてその作用を完ふするものであるのは言ふまでもないが、しかし時代の社會感情乃至社會的正義は常にその時代の一般思潮に基いて成立つものであり時代の要求と必要とに當然成約されねばならないものである。個人主義と人道觀とに發祥した傳統的刑法が個人の自由と權利とを擁護する趣旨の下に所謂「刑罰平等」(égalité pénale)の原則を要求したのは、當時の思想的背景と社會の必要とから固より當然なことであつた、然るにこの刑罰平等の原則なるものは全くの假象であつて、その實最大不平等最大不正義の原則なのである。何故ならば、正義の要求する眞の刑罰平等は同一なる犯罪事實に對する刑罰の平等ではなしに、同一なる犯罪性の表示に對する刑罰的感應(苦痛)の平等でなければならぬはずだからである。それ故に刑罰平等の原則なるものは、ネオ・クラシツク派の要請に基いた傳統的刑法の重要な改修と看做さるべき所謂酌量減刑、累犯加重の制度によりても到底矯正することの出来ない實質的不平等の原則なのである【註七】。社會連帶の意識が次第に明化されて權利意識から義務意識に轉化しつゝある現代人の要求する正義感は、決してかくのごとき空疎な表見的平等觀を以て満足されるものではない。現代の要求する社會的正義はその何れの形に於ても所謂「分賦的正義」でなければならぬ。連帶の事實より發生する社會的の必要を公準とし、犯人の個性に順應して、嚴密に個別的處遇を科せむとする社會防衛の思想が何故に社會的正義を毀けることになるのであるか？

【註七】 Saleilles, *L'Individuisation de la peine*, p. 56 et s. 聖論の背景。

### 社會七 刑罰の思想 (三)

社會防衛の思想は刑事裁判の領域から責任の量定に關する問題を徹廢しようといふのであるから、結局道德的自由の觀念を無視するものであるといふのが、前記正義觀と關聯して所謂「世道人心」の擁護者達からひどく批難される點である。固より道德的自由が人類の道德的發達に缺くべからざるものであるのは言ふまでもないがしかし道德的自由の運命は決して刑事裁判の結果によりて左右されるものではないのである。道德的自由の觀念は國家の行ふ治安政策の方法如何に關するものではない。この觀念は我々が世界の全體に與へる意味に關係する即ち我々が世界を生命なき一つの機械體の發現と見るか、教智的な一つの目的體の發現と見るかによりて、この觀念は自づから變つて來るのである。従つてこの問題は常に進化の學說と關係して考へられねばならない。

然るに近來の進化説は道德的自由の問題に對して、決定的價值を有つことになつた。即ち最近の進化説は單に我々人類の起原や種の形態的發達に關する研究に止まらず、更に宇宙の進歩的發達を論證する。詰りベルグソンの語を籍りて言ふならば、宇宙の所謂「創造的進化」が説かれるようになったのである。かうなると宇宙は最早完成し、固定した一箇の總和的實在ではない。一箇の意匠(イデオロギイ)の展開である。この意匠を導く志向の發現である。従つてかういふ意味の進化は偶然の盲目的力と或る目的を追求する自由の活動との間に選擇の可能を許すことになり、宇宙の機械組織に反對して道德的自由が肯定されることになるのである。

ところで裁判官が社會から委託されたその全然相對的な職責を果さむがために、社會防衛の義務を實行することによりて、裁判官は一體この自由をどういふ風に害することになるのであるか、社會防衛の主義は社會が違せむとする目的に向つて裁判官の注意をより強く惹きつけることになるので、却つて裁判を世界の目的組織に一層よく關與せしめ、法律の本質により多く合致せしめることになるのである。世界と人生とに意義を與へる唯一のものが目的の觀念であるならば、法律に意義を與へる唯一のものはまた明かに目的の思想であらねばならぬ。刑

事裁判は我々が將來を有し、目的を有する場合に、初めて有效となるのである。社會防衛の理論はたゞ徒らに犯罪事實の空疎なる觀察に耽けることを斥けて、常に我々の努力に追求すべき一定の目的を指定する。そしてその目的は適當なる處分によりて、社會を保全し、社會道徳を擁護することに存するのである。敢て道徳的自由の觀念を妨げるものではない。

## 八

社會防衛の主義は犯罪の主觀的責任を全然無視するので、却て刑罰個別化の要求と背馳することになりはせぬかといふ異論があるのであるが、それは大邊な間違ひである。所謂行刑學派 (école pénitentiaire) が近代の行刑制度にその理想を實行して毫もその所期の希望を實現することの出来なかつたことが、寧ろ社會防衛の實證的思想への轉機を作り、そして科學的個別化への要求を助成することになつたのである。犯人の主觀的責任の有無及びその程度を問はないことは、その心理状態を等閑に附することではない。心理研究は寧ろ社會防衛の眼目なのである。人間心理の徹底的研究が却て責任原則を抛棄せしむるに至つた理由なのである。即ち社會防衛の作用は専ら犯罪人の殊別の個性を基礎とするものであり、特定行爲に現はれたる意思の一時的状态よりも、犯罪人の性格一般を標準とするものであり、刑罰の分量よりも、その性質に重きを置くものである。そして刑罰の寛嚴は社會的必要の程度に照應せしめるのであるが、しかしこの必要の程度は更らに犯罪人の本質的心理状態によりて決せられることになるのである。

こゝに於て社會防衛の要求する刑罰手段の基礎は、本質的に犯人の個性に内在せる社會的危險性の態容と程度とである。それ故に、そこには單に刑期の數學的計算や、獨房制度の細かい研究にはかり波頭して居る譯けには行かない。單に劃一的な刑罰の分量の差等を附するだけで満足することは出来ない。更らに刑罰手段そのものを個別化しなければならない。例へば變質者、飲酒癖者、癡狂性犯人、色情性犯人等に對してもそれ／＼新たな方法と設備とを要求することゝなるので、刑罰は最早單純なる鎮壓手段ではなしに、更らに保護手段たり、救済方法たり、教化手段たり、保安方法たることを要するものである。

## 九

これを要するに社會防衛の主義は、結局、傳統的意味に於ける刑罰の限界概念を超越することゝなるのである。刑事裁判の領域から責任原則の撤廢を要求すると共に、刑事制度に於ける刑罰の特殊的地位の剝奪を要求することゝなるのである。加之近代の個人的自由主義によりて傳へられたる最も貴き遺産の一たる罪刑法定主義の原則は當然適當なる變更と制限とを受けて、新たな「ラテン語で「解」を必要とする」なる「ラテン語で「解」を必要とする」なるのである。この點に關する論議は別な機會に譲らねばならないが、兎に角、當來社會に於て要求される刑事制度は、社會防衛の見地に於てもつと合理的な、もつと有效な科學的組織でなければならぬ。従つて將來の刑事法は犯罪の豫防と鎮壓とのために、合目的として而かも自由なる機能を發揮し得べき社會防衛の實證的理論に基いて、これに必要な一切の方法を網羅する統一的制度たることを要するのであらう。

勿論かくのごとき要求の全部が今日直ちに實現されることは困難であらうが、しかし私はこの提案を決して架空なものとは思はない。現代思潮の變遷と社會の必要とから當然生れ來るべき要求であると考へる。

個人的自由主義の名に於ける近代精神は正に崩壊しつつあるではないか。我々は公正に歴史の分水嶺に立つて居る。ルネサンスに於て發見され、その内面的反省によりて明化され、そして一度個人主義の門戸を通過して來

た「我」の自覚は、更に個人主義を超越して今正にその第二段の飛躍に入らむとしつゝあるのである。かようにして一七八九年の世界の舞臺に高叫呼されて遂に確立するに至らなかつたかの「革命三部曲」の最後の一節即ち「友愛」(Fraternité)の精神は前世紀の経過に於ける極端なる個人主義と自由主義とから欺かれたる若き経験によりて次第に展化し、深化し、熟成して、今日初めて再生の歡びを見出すに至つた。即ちそれは「連帯」(Solidarité)の名に於てである。この名の下に我々は最早個人的欲求をのみ追行する分立的個性ではない。有機的連帯組織に於て相互間に一定の義務を負担する社會的機關の一種である。私は現時の社會思潮と社會運動とは悉くこの意識の——潛在的であれ、流動に外ならないと考へるのである。社會防衛の思想はまたこの一般意識に逆源すべき現代思潮の一支流である。十八世哲學の早熟なる概化<sup>モネラリゼーション</sup>に對する反動として其の存在理由を有つたこの新しいメソッドは今や社會連帯の理想を實現せむがために、來るべき社會を武裝するに最もふさはしき考案として、更らにその第二の存在理由を獲得したのである。

部分の全體によりて生き、全體の部分によりて生きる相互關係が圓滑に運ばれて、個人の自由と社會の統一とが調和を得るところに、自由にして多幸なる個人の生活は見出されるであらう。我々は須らくこの美はしき社會連帯の觀念の擁護者を以て任すべきである。然るに今尙ほかの放縱なる自由と極端なる平等との誤れる憶説を抛棄する勇氣を有たない神話の擁護者が多い。自由意思や道德的責任の原理は我々に傳へられた最も美しい、最も力強い神話の一つであらうが、我々は人間生活の發展に一層多幸なる將來を約すべき社會連帯の原理を無益で終らしめないがために、速かにこれ等の傳説から解放されねばならないであらう。(完)

誌 上  
講 演

滯英所感(二)

司法書記官 大森 洪 太 氏 談

○歴史を尊重する

次にイギリス人の非常に我々から見ても不思議であり同時に感心すべきことは歴史を尊重する事である。我々は今を考へる、將來を慮るがよいのである、昔のこととは棄てしまつてもよいではないかといふのも一應の理屈ではあらうが、イギリス人は自己の國を世界第一の國なりと自惚れて居る、過去も良い民族であつたといふことにして、其過去の傳統を見て、今後も尙斯くの如くせざる可らずといふことで進んで居るやうである、であるから歴史といふことには、忠實であり、執拗であり、頑固である、隨てイギリス人の保守的であり、尺循姑息であるといふ議論も起るのであつて、左様な短所もあらうが左様な短所を補つて尙餘りある

丈けの長所はある、道を歩いて居つても、此處は何年に誰が生れた所である、此處は何年に誰が死んだ所であるといふ具合に、詩人であるとか、文士であるとか法律家であるとか、其他社會改良家であるとか、さういつた偉い人々の事蹟を非常に尊重して居るのである。さうしてさういふ遺跡巡りをするが爲に特に遺跡巡りの案内記も數多く出来て居る次第で、一例をあげるとイギリスの北の方のスコットランドの南境に近い所にニューカッスルといふ町がある、此町は石炭の本場の中心地であつて非常に商工業が盛んである、其處のステーションの如きはガードの廣いことに於て世界一といふことであるが、其町の殆ど眞ん中に不思議な遺跡がある、十八世紀の末に或令嬢がローマンチワタテ道行をしたといふ所が今でも遺つて居るのであ

る事も行つて見たが、立派な指示板が掛つて居る、何年の何月幾日何が何と手を携へて出奔する際に此窓から飛出したと書いてある、これが何が故に尊重されるか、出奔をするといふやうなことは古今東西其例決して少くはない、しかるに其出奔を業々しく現したのには理由がある、其出奔をした相手の男は後に大成功を致し判事になつて、エルドン卿といふ立派な法官になつたのである、であるからしてエルドン卿夫人が勇を鼓してエルドン卿と出奔した、其の時飛出したといふ窓は英人がエルドン卿追慕の表象として永く保存されて居るのである、決して出奔奨励の爲ではない偉人を追慕する、殊に我々から見ても奥深く感ずるは司法官なるが故に特に敬慕するのである、出奔をする人が必ず偉いといふ譯ではないが、兎に角司法官なるが故に、偉人なるが故に出奔をした窓をすら保存して、後人をして追憶措く能はざらしむる處に私は甚だしく感心したのである。

### ○行刑の新傾向

次は話が變つて刑事裁判のことであるが、御承知の通りに十八世紀、十九世紀に亘つて、イタリーの二隅

いて居る、さういふ傾向は新刑法實施當時の我國に限らず、所謂新傾向の刑法主義を尊重する國々に於てもすれば生じたのである、私は刑の重いのがよいか輕いのがよいか、之を茲に於て述べるのではない、決して之を皆様に説明しようといふのではない、それは皆様がよく知つてをられるけれども、兎に角ヨーロッパ、アメリカ等に於て所謂新傾向の刑法主義の其の極端たる形態に眩惑せられて、必要以上に、實際に該當する以上に刑が重くなつたといふことは争ふべからざる事實である、其結果此刑が不當に酷であるといふことを改めなければならぬといふ一つの主義が勃興したのである、これは理屈ではない、何とかしなければならぬといふ所謂ぼんやりした、併し乍ら底力のある大きな一つの主義が出来たのである、それを一番先に行つたのはやはりイギリスであらうと思ふ、それで其結果と致して直ちに現れたことは刑務所が非常に樂になつた、刑務所が空閑だらけになつた、中には刑務所を開放して貧民の爲に家を供給した、詰り借家問題をそれで解決して居るといふ所が逐年増加する實情である、それからもう一つ驚くべき結果が起つて来た、詰り相當以上の酷なる刑を科せない結果として犯罪が少くな

に目的観念に依つて刑法の問題を解決する所謂目的主義、これと表裏、關係に立つて罰は罪其物を以て決すべきものでない、罪を犯した其人を標準にして決すべきものである、所謂人格主義とでも云ふか、此目的主義及人格主義は決して相異つたものではない、同様のものを左右両方面から見たのであるが、此兩主義が起したのである、此主義は私が之を批評する能力はない、これは専門家に譲るの外はないが、勿論良い主義であらう、しかし、甚だ良い主義であつても之を極端に尊重すれば、其處に無理が出来、いかに能く利く薬でも服み過ぎればこれは悪い、どうも其感があるのであらう、所謂新派の刑法観念は少く宣傳の薬が利き過ぎた感がある、甘爲に良い結果も甚だしく生じた所謂新傾向の刑法主義は世界の、開及社會の公安に關した効果は甚だ大なるものがあらうけれども、随分非難もあり欠点もある、其欠点の最も甚だしいものは刑が徒に重くなつたことである、二犯三犯と罪を重ねると、少しの罪を犯しても非常に重い刑を課する、我々新刑法施行當時、參錢か四錢位の物を盗んでかなり長い懲役にやられる、二十年もやられたといふことを聞

つた、これは三段論法の理屈詰めでは解決の出来ない問題である、成程刑を軽くすると在所人の少くなることはこれは當然なことである、在所の年數が少くなるのであるから、在所人の少くなるのは理の當然であるけれども、一步越へて理屈の外に超越して犯罪其物が少くなつた、これはどういふ譯であるか、昨年の統計に依ると、十年以前に比してイギリスでは七割八分だけ犯罪が減つて居るさうである、二割二分になつた、之は聞いただけでもゾクゾクする程業しい現象である

### ○減つて行く犯罪

此の犯罪減少の理由には色々あらう、普通教育が普及した結果とも言へよう、又酒を飲むことに就て時間的制限を設けた、アメリカのやうに絶対的禁酒ではない、又今日のイギリス人に禁酒を強ふることは絶対に不可能であらう、併し乍ら時間的に制限をした、朝の何時から何時迄でなければ酒を賣らないとか、午後何時以後は酒を賣らない、大抵夜の十一時以後は賣らない、斯ういふ制限をしたのである、其制限の結果でもあらう、又ヨーロッパ戦争の大惨害に類して、之れではいかぬといふ自覺自重の念が醒めた結果でもあ



# 受刑者の観たる一米國刑務所 (その四)

堤 隆

## 布哇刑務所規則

### 一、刑務所總議

一、本刑務所に收容されたる凡ての受刑者は所長若くはその代理者の法律的監理を受くるものとす。  
假出獄中の歸還者を除き、凡ての受刑者は次の諸検査を受くるものとす。

犯罪人鑑識 爲め

一、寫 眞

二、指 紋

三、先天的特質及び偏癖による痕痕

普通身體検査

一、靴格検査

二、歯格検査

備考 布哇に於ける罪人鑑識の設備一九一七年の制定で、監獄事務長に屬する鑑識課があり、懲罰刑務所及各市郡刑

務關係者が各受刑者の指数等を送つて犯罪檢査に備へて居る。合衆國中央鑑識課との交渉も相當頻繁で、一九二四年度本刑務所との交換数は九十に達した。

### 二、受刑者限制

一、凡ての受刑者本刑務所規定の紺木綿上着、洋袴及び帽子、木綿襪衣及び帆布靴を着用するものとす。  
右の被褥は凡て官給さるべきも、受刑者にして本刑務所長或は所長代理者の許可を受くる場合は襪衣着、靴及び靴下に限り私物を着用することを得。  
二、假出獄中 歸還者及び刑務所内の受罰監禁者は立襟綿木綿上着、洋袴及び帽子、木綿襪衣及び帆布靴を着用し、一切の私物着用を許さず。右の受刑者にして六ヶ月經過後その性行善良なるものに限り普通の服装を許可す。  
三、睡室監禁の處罰を受け引續き獨房監禁處分を受く

るものは第二項の取扱を受く、

備考 本刑務所の規制は大体に於て以上の規定が實行されてはあるが、普通の受刑者に對しては随分寛大で、下着類の私物着用は殆んど隨意、上着も地質と大体の型が似て居れば差支えなく、特に氣候の關係上殆んど常に上着を使ひないから、襟裾はにネクタイ、甚だしい者は絹襪衣すら着用している。唯、務室、面會室、政會、食、等へ行く場台には上着を着なければならぬが襪衣の白襟が紺綿服の襟からはみ出しても、紺襪衣のカウスボタンが袖口から見えても問題とはならない。

### 三、寢室 制

一、凡ての受刑者は普通監房に起臥せざるべからず。但し假出獄中の歸還者及て受罰監禁者は特別監房に收容さるゝものとす。  
二、受刑者にして性行善良なる者は信用囚として共同室に收容さるべし。

第二共同室

第一共同室

### 四、食 事

一、受刑者は一日三度の食事を給與さるべし。その期

間は朝食午前五時半、晝食午前十一時、夕食午後四時とす。

但し日曜及び休日には凡て半時間を使ふものとす。

二、食事第一鈴にて受刑者は監房戸外に整列、第二鈴にて静かに一列縦隊を作りて順次に食堂に入り、炊事場入口の所にて規定の食料を受取り、同様に順に食卓に就くべし。食事終れば第三鈴を合圖に起立し皿、ナイフ、フォーク及スプーンを携帯して食堂入口に順進し殘餘の食料はこれを用意の罐に投入し、各食器を規定の卓上に整理し、空手順次に退場すべし。  
三、受刑者にして官廳學校等に就業するものは隨時食堂に入ることを許さるべし。

四、受刑者にして本刑務所規則により罰せらるゝ者は普通監禁者は半食、睡室監禁者は堅パンに水、獨房監禁者は最初の三週間半食を給せらるべし。

備考 食事の制度は受刑者の數と炊事長の意志によつて時々々に隔道がきく、受刑者の數が多く食堂が狭隘を感ずるようだと野菜園、豚飼場、木工場等に備へる常用囚には米と肉とを生のみ與へて日炊を許可する。炊事長が氣の利いた男だと出入物の特別料理も個人的に許し置くべし。裏口から飯を五人前持出しも黙認してくる。だから洗滌場で鶏を料理したり、洋服屋で刺身を食ふ位の事は不



可能ではない。

### 五、刑務所内庭

- 一、受刑者所定勞役を了りたる時は休憩修養の爲めに刑務所内庭に留まるべし。庭内に於ては諸競技を許さるべきも、規定勞役時間内は之を許さず。
  - 二、受刑監督者は、一般受刑者の内庭に入るを許さず、規定の監禁者庭内に隔離收容さるべし。
  - 三、賭遊戯及喧嘩の行動は許可せず、娯樂及び個人競技と雖も勞役時間中は之を許さず。
- 備考 受刑者の外役が多方面に亘るので、必ずしも勞役時間間が一定せず、従つて内庭には常に數十の受刑者が群居するから、本規則の勵行は中々困難である。看守の数が少いから時に見張番をつけて觀技に耽るような者もあり時機によつては斷つが行はれることもある。何れも世の中で警察の目を逃んだ期の者細ひだから建物の裏、便所、庭の隅等で隨分敏捷にやつて居るが、監視者も又それ相應に屋根の上から現場を押へるなど活動寫眞のような場面も見られる。茲に注目すべきは庭内の受刑者気分が一定の周期を以て繰返される一事である。これは受刑者心理の一研究資料だらう。

### 六、事務所

- 一、受刑者は當該事務所に服役せる者を除き、何人とも許可なくして事務室に入る事を禁ぜらる。
  - 二、受刑者は性行善良にして信止すべき者、且特殊の技能を有する者に非ざる限り事務所の勞役に服することを得ず。
  - 三、受刑者にして事務所の勞役に服し、三ヶ月間忠實に、正確に、且信任さるべく當該事務に服せる者にて表彰に値する者は刑務所事務扱とし、第一信川囚の取扱ひを受くる特権を有す。
  - 四、刑務所事務時間は午前八時より全十二時迄、午後一時より全三時迄とす、但し土曜日午後及日曜日は休止す。従つて刑務所事務取扱受刑者は當該事務時間以外は休憩を許さる。
  - 五、執務上の用件に非ざる限り事務所内に於ける高聲の談話は之を禁す。
- 備考 茲に事務所と稱するは、單に日本に於ける事務所の如きに限らず、普通い言ふ飯場の如きをも合せて言ふ。

### 七、治療室

- 一、刑務所病院、醫療室、齒科醫室は受刑者中より選

任せられたる醫務係員の管理に屬す。

- 二、醫務係員は一名若くは數名の受刑者をその助手として、自らの監督の下にその業務を遂行せしむることを得。
- 三、月曜、木曜午後は刑務所醫、水曜午後は刑務所齒科醫の定期出張あり。醫務係員は醫員の診療に附添ふべきものとす。

備考 病室、醫局が事實上専門的知識と、何等責任のない受刑者の直接管理に屬することは米國ならでは見られぬこと。これによつて受刑者の生命は何等の保護を得ないこととなる。「囚人同志だから無理も通る」が、「囚人の死」の非哀に又新切である。

### 八、指紋室

- 一、指紋室は指紋法に熟達せる副所長の直接監督下に受刑者中より選任されたる寫眞係員の管理に屬す。
- 二、凡ての新來受刑者は本室に於て寫眞、指紋、及び身體検査を受くるものとす。

### 九、倉庫及被服室

- 一、倉庫及び被服室は受刑者中より選任せられたる被服係員の管理に屬す。

二、被服係員はその監督の下に一名若くは數名の受刑者を助手として當該事務を遂行せしむることを得。

- 三、被服係は毎日三時より四時まで受刑者の被服、帽子及び靴等の要求に應ずるものとす。

備考 被服係の管理に屬するは食糧品庫、被服庫並に物品格納庫の三室で、刑務所内の諸物品配附がその職分である。

食糧品分配は刑務所食堂へは勿論、所長、副所長及び高等幹部宅の食料は殆んど全部こゝから配給している。日本なら差當り騒動問題が起るだらうが役徳の默認される米國だから天下泰平、但し三軒の食料費少くとも五百弗を頭割にされる受刑者はいふ面の皮である。被服は服役の當初衣類新古二着、帽子一個、靴一足を給せられ、以後約半ヶ月毎に新品に取替へられる。

### 一〇、圖書館

- 一、刑務所圖書館は受刑者中より選任されたる圖書係員の管理に屬す。
- 二、圖書係員は毎日午後三時より四時までの間に受刑者の希望により圖書の貸出をなす。
- 三、圖書館係は他に申務なき場合刑務所事務取扱員を補助す。

備考 本館備付圖書の貸出は一週間を期限とするも別出に

よりて期日の延長を許さず。本人の希望により一回二三部、或は毎日新本の貸出も制限なし。圖書の種類は極めて通俗なる小説等にて凡て英語なるも、若し寄附依託等ある時は便宜の取扱をする。

### 一、監 舎

一、受刑者は特別の許可を受くる者に非ざる限り差りに監舎内に入ることを得ず。

二、舎内に於ては必要に非ざる限り高聲を禁ず。

### 二、炊 事 場

一、刑務所炊事場は受刑者中より選任されたる炊事長の管理に屬す。

二、炊事長は炊事に必要なる人員數を受刑者中より選

びこれを助手として使用することを得ず。

三、炊事係員以外の受刑者は炊事場に入ることを得ず。備考 炊事の如何は直接受刑者生活に關係するので往々問題を生ずるは止むを得ない。而し比較的美食で苦勞の少い炊事係に志望者が案外小數なのは、セメント床の上の労働が健康上面白くないのと、日曜休日なしの時間労働が物愛いからだらう。

### 一三、工 場

一、本刑務所々屬工場は各業務に熟達せる受刑者(管理に屬す、但し縫工場は之の限に止らず)より選

二、縫工場は市氏裁縫師の管理に屬す、數名の受刑者縫工其職に従ふ。

備考 現在工場として認めらるゝものは靴工場、縫工場、

インター工場、木工工場、金屬工場等、其他に理髮部、賣店

部、洗濯場等もこの種類に屬す。凡て刑務所内の需要に

應ずる爲めである。縫工場に裁縫師を雇備せるは所長

以下各明務官の判断は勿論、所長以下書記迄の四官吏は

制服の調製、手入、クリーニング及び回家族の私用品迄も

制製手入せしめる爲めである。刑務所内の諸工場中能く

著重の職たり得るは縫工靴工及び洗濯部のみ、私が進

んで縫工場へ入つた所以も此處にある。

### 一四、教 誨 堂

一、刑務所命堂は日曜日午前六時より正午迄市内各國

民、各人種各派の布教者に希望によりて公開す。

二、教誨禮拜の參列は之を強制せず。備考 宗教に對しては最

大の敬意を表してゐるから勞役時間

間に差支ない限り日曜日の規定時間外でも説教布教等

を許してゐる。現在英語の學術研究會は毎週水曜午後六時

から、日本語聖書講演は毎週土曜午後六時から行はれて

ある。

一五、普通監房

一、本刑務所に收容さるる受刑者は凡て最初は普通監

房に起居すべく、後各人の性行に従つて特殊監房又は

共同室へ移さるべし。

二、午後七時三十分以後普通監房に於ては高聲、會話、

及び凡ての發聲を禁止す。

備考 普通監房は監舎の一翼上下四列中の三列で、他の一

列十六房が監禁室に充てられてある。各室は二人入り、

便所と洗面所の設備があり、三方鐵板で圍まれ、一方のみ鐵柵千戸で開閉は十六室同時に出来るようになってある。七時半以後は看守の巡視が一二時間毎にある。

### 一七、第一共同室

一、受刑者にして第一信用囚の取扱を受くる者は第一

共同室に移さるべし。

二、第一共同室に於ては特別の許す範圍内に於て最大

の特權を許さる。午後九時前ならば臨時入室すべし。備考 第一共同室は本館二階病室の隣りにあつて二十八人

内外を收容すべく、木製ベットに圍圍毛布に敷布枕迄も

官給され、敷布、枕は毎週一回毎に洗濯されるから先づ

市中二流旅館の共同室位の設備だらう、受刑者としては分に過るとの評がある。  
囚に服制は普通受刑者は詰襟洋袴なるも信用囚は二重襟上着に普通型洋袴を給せらる。

### 一八、屏 禁 室

- 一、本刑務所則により屏禁室に監禁さるる者は凡ての特點を視奪さるべし。
- 二、屏禁室監禁は一期四十八時間を超過することを得ず。
- 三、屏禁監禁處分を受くる者は引續き獨居房に移さるべし。

備考 普通屏禁室監禁は四十八時間なるも事情により直ちに二次監禁を重ねらるる者もある。私の在監中最長期は百〇〇時間に亘つた者がある、但し四十八時間を經過すれば醫師が診断し以後は二十四時間毎に醫師の診断を必要とする。

### 一九、死刑囚室及び獨房

- 一、死刑の宣告を受けたる者は刑の執行迄死刑囚室に監禁さるべし。
- 二、獨房監禁の處分を受けたる受刑者は獨房内に監禁さ

備考 食は事實に於て數種の別がある、即ち看守長及び看守長 理四が最上等、看守長督及び信一囚中の特別者即ち満額の準備をなすものが第二、普通信用囚が第三、其他 般の食卓にも西洋 系のものは肉食にパン、土人系のものはゴイ(芋)、東洋 系のものは米食等に別つてある。肉食類は牛肉が極鮮、其他特殊の場合に就ては改訂二月號雑誌「獄窓秘録」を参照せられたい。

### 二〇、起床及び就寝

- 一、凡ての受刑者は午前五時に起床すべし、但し日曜祭日は半時間後るものとす。尙炊事係員は午前三時半、日曜祭日は午前四時起床とす。
- 二、凡ての受刑者就寝は午後七時半とす。但し日曜日及び祭日は半時間を更るものとす。
- 三、受刑 慰安の語らしある時はその終了迄就寝時間を延期せらるべし。
- 四、信用囚は他人の安眠を妨害せざる限り九時迄就寝時間を延期せらるべし。
- 五、監禁者は五時半を就寝時とす。

備考 殺風景な獄庭に風を引くより早く寢室へ入つて昔話でもする方が面白いから信用囚は七時の時計を待ち兼ねて入る。一般には人員點呼があつてからでないとい入室出

るべし。但し獨房監禁期間は三ヶ月以上一ケ年以下とす。

備考 暗室監禁處分を受けても飲酒泥酔の如き比較的悪意なき者は必ずしも獨房へ移されない。

普通はクリスマスには一應凡ての受刑者を特赦する慣例になつてあるから年の始めに獨房へ廻された者と年末に獨房へ廻される者とは非常な差である。

### 二〇、監 禁 室

- 一、監禁處分を受けたる受刑者は監禁室内に獨居し、會話を禁ず、監禁處分終りたる後も一般受刑者と交遊するを許さず、監禁室内に隔離さるべし。
  - 二、監禁期間は二週間以上三ヶ月以下とす。
- 備考 監禁者の會話嚴禁は恐らく空文に止る。囚人中一番厄介で且愉快な連中はこの一團である。

### 二一、食 堂

- 一、食堂に於ける食卓は三分せらるべし、即ち信用囚食卓、普通食卓、監禁者食卓之なり。
- 二、信用囚の特別食を除き、他は一樣の食事を給せらるべし。

來ないが、信用囚は別に人員點呼もない。

### 二二、競 技

- 一、自制能力ある受刑者には遊戯或は競技を許可す。
- 二、刑務所運動場は平日午後四時半より五時半まで、土曜日及び日曜日は午後一時半より四時半まで、休日にして競技の 行はる場合は午前八時より午後五時まで開場さるべし。

備考 自制能力といふのは唯所則に拠れない程度である。尙運動の選手になると他との對抗競技の關係上大抵の規則は四方八方から見通されること日本の學校と大差ない

### 二四、受刑者分類

- 一、本刑務所内の受刑者を次の如く四分す。
  - 一、第一信用囚
  - 二、第二信用囚
  - 三、普通囚
  - 四、監禁囚
- 二五、通 信

一、凡て受刑者の往復文書は本刑務所事務所を通過し開封檢閲を受くるものとす。



財をもたぬものには、物質文化は徒らに神経をとがらせ、不平をたかぶらせるだけのものです。

財をもつものだと満足は無からうから、要するに物質文化は人を餓鬼根性にし、住む世を地獄にするものだといつても虚言ではないでせう。そこでプロダブルだとわめき合つて、嘯み合ひ、憎み合ふやうになるのは無理もないことです。

立派な老舗が衰微して、借金でどうにもいけなくなつた。苦しませの悪心を起した主人が、保険金欲しさに我家に放火して、懲役をつとめてゐる中に病死したが、焼け跡の土中から掘り出した大瓶の中には大判小判がギツシリ詰つて有つて、何十萬圓の價格であつたといふことである、何十萬圓の巨財が土中に埋めてあることを知らなかつたばかりに、借金の借金で、家は焼燬し、身は刑務所で最後を遂げるとは、何といふ残念なことでありませう。

物質世界にありて、財もたぬわれ／＼は満足が得られぬとて、たけり狂ふていがみ合ひ、傷つき合ふは、老舗の主人のなれの果と同じではありませんまいか。彼が土中の瓶を知らなかつたやうに、我々が心の世界をわすれてゐるならば。

われ／＼は物質世界と、心の世界と、二つの世界にすんでゐることを喜ばねばなりません。人類の肉體はアミープから進化して來たものかも知れぬがアミープが進化して人間の心になつたとは思はれませぬ、人類は別に心をもつてゐるものとやうな氣がする。心と云つても類人猿などが有つてゐる感情や推理作用とは違ふ。それらとはまるで種類の違つた、とても廣大なものである。その心の世界に我々は住んでゐるのである。

物質の世界は有形有限である。有形であるから目に立つ。目に立つから引きつけられる。しかし有限であるから、それを占有することは無資産者にはできなかつたりする差別があるやうな浅い狭いものではない。たゞその世界を忘れてゐるものだけに門戸が閉ぢられてゐる。

心の世界は心の作用で自由に形式さるゝのである。

消極的には我々が物質界に満足を得られぬ場合に餓鬼根性となりて不平怨恨に陥没するのを緩和する作用がある。それを夢幻觀と名けておきませう。すべてのものは夢の如く幻の如く虚影假相であると観するのである。斯やうに観すれば事

△島根縣隠岐支廳西郷町(十二ヶ町)

△岡山縣阿曾支廳新見町(十九ヶ町)

△廣島縣神石支廳油木町(廿三ヶ町)

△和歌山縣東牟婁支廳新宮町(三十ヶ町)

△愛媛縣宇和支廳宇和島市(三十九ヶ町)

△高知縣幡多支廳中村町(三十六ヶ町)

△熊本縣天草支廳本渡町(六十二ヶ町)

△宮崎縣西臼杵支廳高千穂町(十ヶ町)

△鹿児島縣隼毛支廳西之表町(五ヶ町)

△同八島支廳名瀬町(廿一ヶ町)

△神戶縣宮古支廳不良町(五ヶ町)

△同八重山支廳石垣村(四ヶ村)

### 司法研究の具體方法

司法官の精神的刷新代謝を圖り質を改善するは、司法官優遇の所業

なると共に最も重要なりとの江木法相の意見に基き本年度新卒に司法研究に關する施設をなす事となり省内に司法研究委員會を設定、その内規

#### ▲司法研究委員會内規

第一條 司法部職員の人格を純正し智見を磨き併せて司法の刷新革正に資せんが爲め本省に司法研究に關する委員會を設く

第二條 委員は本省高等官及判事檢事の中より之を命じ又は囑託す、司法六臣に於て必要と認めたるときは別に顧問を設くことを得

第三條 本會の事務は之を二部に分

第四條 第一部に於ては司法の實務に従事する者を會同し實務に關する智見交換の機會を與ふると同時に一定の事項を諮問し答申を爲さしむ

會同の場所は東京以外の地を指定することあるべし

第五條 第二部に於ては有能の職員を本省に招致し必要なる事項に付學習の機會を與ふると同時に委員會指導の下に自由研究を爲さしめ之

物に對して執着が薄くなる。執着が薄くなるといふは、得てもむやみに喜ばぬ、得ずともむやみに悔まないやうになるのである。何が足らぬといつて、生命を有し得ぬ程の足らぬことはめつたにない、長門の國守大内義隆は其の巨陶晴賢にたばかられて遂に切腹してしまつた。武運拙く一命を捐つる、これほど悲憤慷慨すべきことがあらふか。況んやわが臣下に欺かれたのであれば、何としてもあきらめられぬことだ、然るに義隆はさうでなかつた。

うつ人もうたる、人ももろともに  
如露亦如電 應作如是觀

といふ一首の歌を遺して、借りたものを返すかのやうにサラリと死んでしまつた。

金剛經に「一切有爲法 如夢幻泡影 如露亦如電 應作如是觀」の偈がある。その意味は人の身體も生命も、金銀財寶も、珍器佳什も、妻子眷屬も、山川草木も、智慧も名譽も、凡そ一切の因縁に由て生じたものは、何一つ永劫不滅の實在性はない。はかなき夢中の現象か、虚を實とおもふ幻覺か、且つむすび且つ消ゆる泡沫か、形の外に止休なき影像か、朝日に消ゆる蕪末の露か、あとに残らぬ電のやうなものである。夢幻泡影玉露電光をいつまでも存在するものとは誰人も思ふまい。一切の諸法も亦それと同じく有ることは有るが假有であるといふのであります。義隆は此の意に達して、わが生命にさへ深い執着をしなかつた。生命に

さへ執着が薄くなればその餘の衣食住以下に執着の深からぬは勿論である。春風ノ顔を撫でられても尹着の心起らぬ如く、その調子で万物に接する。

「むつ」として歸れば門の柳かな  
柳のやうな態度で何ごとにも相手になれば、喜怒憂憎の情も嵩じない。何物にも拘束されぬやうに工夫するが夢幻觀で、これが物質に對する心の緩和作用である。

足らぬ不平を緩和するだけでなく、心にはまた不足に對する補充作用がある、それを知足觀といひませう。

我は物質に不足し不自由しても、我よりも命不足不自由の甚しいものもあらう。我は食乏といつても、我よりモットひどい食乏人もあらう。およそ我を、我よりも甚しい窮乏者に比較するときは、知足の念生じて、物質の不足を心で補充することができぬ。

老子に退一步の法といふがあります。夏の日暮の堪へがたき時、或は水の流るれにのぞみ、或は樹陰ふかき所に行きて、思ふまゝに涼みて、我が室にかへれば、暑さ一入まして、いとそこらへられぬ心地するが、若し炎熱の庭へ出て、さてもとの座敷へかへりければ、まことに涼しき感じをする。又冬のころ、寒氣

れが結果を報告せしむ  
第六條 委員は諮問事項を定め其他必要なる事項を議定し且第四條及第五條の答申及報告を審査し意見を附して司法大臣に報告す

第七條 司法大臣は研究の成績優秀なる者に對しては相當なる推獎の方法を採ることあるべし

第八條 答申及報告書は司法各部の調査研究の資料として適當頒布の方法を採ることあるべし

第九條 本會の事務は司法次官之を統制し庶務は司法大臣官房調査課に於て之を處理す

第十條 司法大臣は本會の事務を處理する爲め必要と認めたるときは別に調査委員を置くことを得

因に第一部は年二回、第二部は年一回開會す

### 民事部の分離

東京始め大都市に於ける最近の訴訟事件激増につれ、裁判所の狹隘著しく、事務促進上の不利を思ひ、地方裁判所及區裁判所の民事部を獨立分

離の計畫あり、豫算の關係上十五年度に果さず、十六年度には東京一ヶ所丈にて實現の方針にて準備中なるが現在の法會歌地へ、東京地方裁判所民事部を移し建築費約三百五十萬圓の二ヶ年繼續事業となす由。

### 刑務所名改稱

札幌少年刑務所を北海少年刑務所に改め六月一日より施行、司法省告示第一八號大正十五年五月十五日

### 司法研究講演

司法省は既記計畫により八月一日より三ヶ月間地方の少壯司法官十八名東京判檢事各一名乃至二名召集、自由研究の傍、省内に於て一週二回の講演を聴かしむる、その演題講師は左の通り

- 建部博士
- 三宅鑽一
- 堀山秀夫
- 高柳真三
- 池田民事局長
- 吳三行判局長

く、燧炭を燒にし、茵を重ねても、寒さにふるうに、若し近寒の野に出てかへりくれば、わが家の中まことに温室へ入りたるやうに覺ゆる。これが退一步の法である。すべて才あるも、才なきも、己が分をはからず、たゞ一步を進んで僥倖を希ふゆゑに、あたら身心を苦しめ、生涯名利に驅使さるゝのである。

知足安分などいふと、進取發展を標語とする現代人には、第一に氣にいらぬ言だ。しかし進取とは益々欲をかはくこと、發展とはどこまでも足らぬ思ひに閉ゆること、言ひ代ふれば、好感は起らぬであらう。これに反して、知足安分とは無盡蔵なる心用の開拓で、何も毛嫌ひすることは無いのです。むしろ清澄なること秋の夜の雲の如く、靜穩なること深潭の如き、人間特有の高尙なる境地なのであります。



天真爛漫で正直な子が餘りに無欲なのが齒がゆいとて、親がモット世間を知らねば出世はできないと教へた。そこでどうすれば世間が知らるゝかと問へば、世間を知るとは人にもまるゝことだといふ。お父さん、人にもまるゝとはどうするの？ 謎のやうな言では通ぜぬから、子が問ひつめればさすが露骨に云ひ表しかねて居た父が、遂にモット多慾になれといふことだと白狀した。

この親のやうに高尙な境地を拓き育てやうとはせず、強いても物質の欲望に没頭して饑鬼根性を増長し、地獄の苦患を嘗めさせやうとする現代の弊習は進取發展の意味をはきちがへてをるのではあるまいか。



モ一補考作用として恩惠觀を加へたい。

一糸一粒の微と雖も、衆人勞苦の恩惠物であることを考へて居れば不足が用ないのである。金銭で買つたものと思ふから、安ものだ、下等品だと輕蔑する念ひが起り、隨て不満が生ずるが、價格でこそ安ものなれ、他人の莫大な勞苦によつて提供せられたことを思へば、安ものでも下等品でもなく、尊い恩惠物である。水は無料だから下等品だと誰もが輕蔑しないのと同じことである。

輕蔑又は憎惡の感情は他の勞苦を無視するから生起するので、恩惠觀は多曠の過失を救済する巧妙な心作用であります。

そも／＼心境の開拓を忽緒にして物質追隨に専念するから、人心も唯獸性的のみ緊張して、昭乎不昧の靈妙味が枯渴して、折角物質文化の燦たる世界は、争鬪憎嫉の冷暗害となつてしまふことは嘆嘆を禁ずることができない。

以上、夢幻觀に由て物質生活に對する不満を緩和し、知足觀、恩惠觀に由て物質生活の不足を補充することが心の妙作用であることを述べました。

未定 山崎外務省書記官  
小作爭議の家況 石黒忠篤  
經濟政策 井上準之助  
取引所について 長瀬欽司  
外國爲替 五十嵐直三  
信託の實況 米山梅吉

### 司法省の新事業

- 司法省は次年度新規事業について左の如く新規要求するに決定
- 一、改正府縣制第三十四條の規定により従来行政裁判所の所管に屬したる選舉訴訟が司法裁判所に移管されし結果その經常費十二萬圓
  - 二、家事審判法を本年度より施行する結果司法官試補百五十名を養成する事としその經常費十五萬圓
  - 三、少年審判所二個、矯正院二個を新設し福岡及び名古屋に一個づつこれを置く矯正院二個の地所及び建築費は四十萬圓少年審判所二個の建築費十萬圓合計五十萬圓
  - 四、私設保護團體助成獎勵費は従來の四萬圓を更に五萬圓に増加する
  - 五、改正民事訴訟法施行の結果全國

地方裁判所に判事書記若干名を増員し書記をして公判の事務を手傳はしむる爲その經常費二十萬圓

六、司法研究費は十五年度の二萬圓を更にこれに五萬圓を増加要求

七、司法省内に思想課を設置し書記官一名事務官二名屬十名を増員するためその經常費二十五萬圓

八、陪審法施行宣傳費として臨時費六十萬圓を要求

九、陪審法研究のため司法官十五名を海外に派遣する經費十五萬圓

十、水戸、和歌山その他の五刑務所の修築費二十五萬圓

十一、全國に登記所二十ヶ所を増置經常費五萬圓

十二、裁判所五個の修築費三十五萬圓

十三、民事裁判所獨立建築のため十五年度にその敷地購入費十七萬圓を計上せしが來年度より繼續事業として總額百六十萬圓の建築費を要求

總計四百三十二萬圓

眞にわれ／＼の心には積極的には物質以上の富と力を領有する妙趣が有りま  
す。それはわれ／＼の智慮を超越した信仰の風致である。智慧慈悲の圓滿者、無  
礙の至靈が、われ／＼の心中に印現するとき、即ち至靈が私のために働いてゐる  
ことを認識するとき、私は彼の智徳圓滿を私のそれと感じます。そのとき私は物  
的には欠乏不足のどん底にあつても、なほ無上大利を具足するものである自覺を  
動搖することは有りませぬ。

又貪瞋邪見非違私曲の権に満たされて居ても、一切の悉權を大安と作す力が  
私に恵まれてあることを喜びます。

故に物質的にどんなに不自由するにしても、信仰に在る者は、心には無上の富  
と力を確かに保有せしめらるゝのであります。されば信仰なき人は精神的禁治  
産者であるともいはれませう。物的生活をしなければならぬ我々ですから、もと  
より物的追求も必要なれど、それに拘泥して、心的妙用を閑却してはならないと  
思ひます。

紫外線鑑定

六月廿九日九大醫學部の高山博士  
は夏買依託證書面金額を巧みに替換  
へられたものを紫外線を應用して之  
れを看破した。(刑政 六月廿一二頁  
参照)

X光線にて指紋

長野縣上訪政町監病院のレントゲン  
科主任技師岡實氏はエツキス光線  
を用ひて指紋をとる事に成功(關西  
日報)

日本人の爲の禁札

英國加洲ターミナル島フイツシ港  
にては自働車の速力を制限せしも日  
本人が英語を知らぬを理由とし禁を  
破る者ありとて英語禁札の下に更に  
札を取付け「一時間の速力六哩迄、港  
務局」と日本文字の表示、何處まで  
も違法せしむるに親切(法律新聞)



政治の基調として

若槻禮次郎  
私が平素の談となす所は忠孝  
正義進歩である。

忠孝は東洋道徳の根源たるこ  
とは勿論であるが、私は更に深  
く考へて人間の美はしき性情が  
發露する第一階梯であると信ず  
る、人は生れて父母の保育を受  
け、稍々長ずれば君主の恩を受  
ける、父母に對して純眞なる性  
情はそれが孝となり、君主に對  
して純眞なる性情はそれが忠と  
なるのは自然である、若し父母  
と君主との恩に對し、純眞なる  
感激を有しない人があつたら  
其人は人間としての性情が蔽は

れて居ると見なければならぬ  
忠臣は孝子の門に出つと言つた  
のは、忠孝の由來する人間性の  
眞善美をつきとめての言と思は  
れる、既に忠孝に於て純眞なる國  
民は、總ての點に於て純眞であ  
り、仍て偉大なる國民性を發揮  
し得る次第である、乃ち忠孝が  
我が國民性の根本たることは一  
點の疑を容れないのである  
正義は共同生活の規程である  
此の規程がなくては我々の共同  
生活は秩序を保つことが出来な  
い、古人も「上下交々利を征り  
て國危し」と云つたが、正義と  
いふ規程を人間の社會から取り  
除いたならば、人々の私慾は互  
に衝突し、忌はしき慘劇場を演  
出するの外はない、政治は社會  
に正義を布き、善良の秩序を維  
持することを理想とする以上、  
獨り政治家と云はず凡そ公人は  
特に正義を以て行動の基調とせ  
ねばならぬ

現状に満足することは停滯の  
第一歩であり、總て進歩の前提

となるのである、個人としても  
社會としても、向上精進の意氣  
込を失つたならば、活氣はそこ  
に消滅して生命はなくなるので  
ある、我々は個人としての發榮  
に於ても自ら反省し、自ら鼓舞  
し向上の一路に進まねばならぬ  
い、更に社會の爲にも進歩の  
光明を指さし、奮發努力漸次に  
より良き社會を建設すべく、常  
にその進歩改善に貢獻するの覺  
悟がなくてはならない、私は事

法令の形式

泉二新 熊

從來の我國の法令形式は國民  
の爲めの法令に非ずして法律專  
門學者の爲めの法令であるが如  
き實況を呈してゐるのである。  
而して法律の専門學者も亦この  
方針にならつて法律解釋の學問  
は局外者の窺知せられざるが如  
き一種の専門方式的の學問であ  
るか如く心得て、これをもち  
て法律學者の專横特許であるが  
如く考ふる如き態度を執てゐる

のである。是等は頗る遺憾とす  
る所であつて、法律學は極めて  
簡易に常識的に實用的にならね  
ばならぬ筈のものである。尤も  
この事は現行法規の解釋を主眼  
とする所であつて、所謂解釋に  
ついて深遠なる法理を説明する  
場合は別問題である。若し今度  
の調令の別問題に準つて、あらゆ  
る立法關係機關が協力し、將來  
の法令の形式を簡易化し、童叟



化する事が出来るようになれば  
國民の法律生活上頗る便利を得  
らるゝことになり、法律學も自  
然從來の弊害から解脱して、特  
に無數の法律學生をして無益な  
る形式の爲めに貴重な時間を  
費し而も痛めしむるが如き負  
担をも軽減する事が出来るであ  
らう。

### 孤兒院廢止

故石井十次氏が汗と涙と血を  
以て建設した由緒ある岡山孤兒  
院が解散された。もとより經營  
難のしからしめたところであら  
うが、岡山孤兒院ですらやり切  
れなくつたとあつては、人は  
私立孤兒院は成り立たないと思  
ふであらう。

英米に於ける法文の體裁は寧  
ろ教科書的であつて、その規定、  
具體的事實に立脚し、歸納的  
の法規になつて居るのである。  
かゝる形式が國民の實際生活に  
は頗る便利であるが、しかもそ  
れで冗長に失して居る様な弊害  
はない。我輩は結局この體裁に  
賛成する者である。【刑務界】

行かない。ファミリー・システ  
ム(家族制度)を採用して、立派  
に弊害を除いてやつて行つてあ  
るではないか、また内務省は孤  
兒、貧兒を公共團體にゆだねよ  
うとはしてゐるが、私設の團體  
にはゆだねないといふのは何  
に私設の社會事業團體は盛ん  
に起るほど喜ばしいのである。  
天涯孤兒の者は少ないといふ  
が、實は非常に多い。不良兒の  
大半は孤兒であること考へ  
ても、又中産階級が益々低下す  
る傾向ある今日、孤兒院は公私  
とも最も多く必要である。孤兒  
院出といはれないためには、早  
く名をかへればよかつたではな  
い。

御尤もらしき廢止理由は、廢  
止して貰ひたい。經營難に陥つ  
たといつてもらひたかつた。外  
に向つて物を乞はれないといふ  
信條だとか、天下の岡山孤兒院の  
痼疾を天下にうつたへて財源を  
公募するに何の不都合があら  
う。【東京日日】

### 新時代の職業意識

近代の産業は科學的機械工業  
に進んで来た。今より半世紀前  
には生産者は生産と分配の問題  
に集注して居つた。けれども今  
やその産業には機械的作業能率  
の最高限度に達しては全く「人」を  
必要とする。

遊佐敏彦

- 一、最良の方法
- 二、最良の人的要素
- 三、最良の訓練
- 四、最良の施設

以上の方法によつて産業が發  
展する、時代にまで進展して来た。  
も早や凡ての機能を發揮する人  
物そのもの、配置にあらざれば  
時代の要求する産業は經營が  
出来ないのである。單に勞働力と  
しての人でなく、人そのものの、  
適性に依らねばならぬ新時代を

### 豫審の缺陷

我國の司法制度及警察制度は  
歐米に遜色なきまで進歩して居  
るであらう、裁判所の取扱振り  
も刑務所の待遇も十年、廿年前  
に比すれば著しく改善せられた  
であらう。しかるに、警察の不  
法監禁、拷問處置の非難の聲は  
時々耳にする、鈴木森のお艶殺  
しの宗三郎が死刑から無罪とな  
つた如き例は別としても、豫審  
廷の調査が公判廷で覆され、事

罪が迷宮裡に没入する事は絶え  
ず聞かされる處である、而かも  
刑事上の法律の不備、制度の缺  
陥は苦い體驗を受けた者が産單  
の觀念から公表を彈り、世論に  
訴へる事をせぬから、自然、改善  
は後れ勝ちになる。

法廷で豫審の運用についての  
み考察するのであるが、その最  
大の缺陷は豫審の濫用である、  
新刑法は其缺陷を矯正する目的

「習慣は第二の天性なり」との  
古語の如く、吾人の性格は、習  
慣によつて形成せられる、故に  
教育就中道徳教育は、善美なる

### 習慣と教育

「習慣は第二の天性なり」との  
古語の如く、吾人の性格は、習  
慣によつて形成せられる、故に  
教育就中道徳教育は、善美なる

習慣の養成を以て目的とする。  
蓋し道徳は、單に知るのみを以  
て満足すべきでなく、之を行爲  
に表現せねばならぬ。而かもそ

許めて来たのである。  
人の職業は法に全人格的の努  
力、個性的發展の世界が来た。  
その個人的完成はその職業の裡  
に見出すために更に新らしき世  
界に進むべきである。職業は食  
ふため、賃金の獲得のためでな  
らぬ、人格の完成にまで行かねば  
ならぬ。職業そのものに藝術創  
作的真心をもつてするものを發  
見すべきだ。【人と人】

て拘留期間を二ヶ月に限定した  
が實際は多く改まる處がない、  
之を數字に徴するに、最近の司  
法の調査による全國刑務所の  
收容人員は三千三十三人にして  
内二ヶ月以上のものが八百六十人  
であるから二割七分となつて居  
る、しかるに市ヶ谷刑務所に於  
ては收容人員九百十人中、二ヶ  
月以上のものが四百八十五人  
にして五割以上を占め、大阪の  
北區刑務所に於ても收容人員二  
百六十五人の内二ヶ月以上のもの  
が百二十七人にして五割に近い  
數である、故に全國の分から東  
京、大阪を除けば二ヶ月以上の  
ものは一割三分であるのに東京  
大阪は五割内外と云ふ高率を示  
して居る。而も東京、大阪の判

檢事は地方判檢事の二倍以上働  
いて居ると云ふ事である、斯く  
して豫審が濫用する結果を被告  
に答辯研究の餘地を與へ判事の  
調査を困難ならしむるのみなら  
ず、被告の性情を悪化せしめる  
無罪又輕罪或は未定平治に於て  
時に然りである、而して永く未  
決に閉閉して被告の健康を害し  
無爲に時日を徒消せしむること  
は國家の不經濟である、若しも  
之を救済ならしむるならば、刑  
務所の經費を縮少し、それによ  
つて判檢事増員の經費は償ひ得  
ると信ずる、償ひ得ずとするも、  
當然の經費は當然要求し、豫審  
の濫用より生ずる百弊を一掃せ  
ん事を望む。【やまと新聞】

の行爲が、毎に努力に待つこと  
なく、容易に楽しんで善をなし  
得るやうにならしめねばならぬ  
斯様な状態は、唯鏡無修養の結  
果、習慣に由つて得られるのみ  
である。

習慣は、善に善良なるもの  
のみでなく、時としては又、悪性  
格を形成して、容易に打破し難  
きに至らしめることがある。故  
に初より行動の正邪善惡に注意  
し、努めて、その邪惡のものを避  
けねばならぬ。一旦、悪習慣の  
成立したことを自覺したならば  
非常なる勇氣を鼓舞して、之が  
打破に努めるの外ない。善習慣  
の養成は徳育の積極的方面であ

つて、悪習慣の打破は、その積極  
的方面である。兩者相待つて、よ  
く道徳的性格を養ひ得るのであ  
る。習慣は又、社會的に行はれ  
て、風習となる。吾人は、通常  
或る風習の中に生長し、之に由  
つて生活の安定を保ち、よく社  
會の生存を全うし得るのである  
道徳も、畢竟風習に基いて發達  
したものである。併し乍ら、個  
人に悪習慣のあることを免れざ  
るが如く社會にも、亦惡風習ある  
ことを免れぬ。かゝる場合には  
之を打破して、新しく善良なる  
風習を建設せねばならぬ。〔兒  
童研究〕

### 廬山の眞面目

新井石禪

人とは一方に偏したがる癖か  
ある、何れか一方に解決せねば  
承知が出来ぬ、或者は差別に執  
して惡差別に陥り、同人格ある  
ものに對して牛馬犬猿に等しい  
待遇をせんとする、あるものは

思想の混亂せること今日より  
甚しきはない、紛々擾々として  
殆んどその對題に迷はんとする  
その基とするところは、何れも一  
方に片付けないとする處に病根が  
發するやうである、世の識者が  
邪役所が廢止になつたから  
とて那はある。それに郵便  
の表書に郡名を節約する人  
があるさうだ、

所に矛盾があつて、却てますま  
す人心を混沌の中に引込み社會  
の不安を增長せんとする傾とな  
る。  
しかしながら眞理には決して  
矛盾がない、その眞體を究むる  
ときはそこに統一せらるゝ所が  
ある。ここを看取して枝葉の小  
異をすて、根本の大同を發現し  
なくてはならぬ、畢竟するに、  
階級學說も議論も絕對的の眞理  
といふことに出来ぬのである。  
これ即ち部分的の眞理にして、  
廬山の謂ゆる、衆たり續たり、  
現行是服令は太政官布告と  
いふ丈でも古いのが元祿六年  
十二月廿一日制定をつくり  
であるとはさても長命、  
替たるものにして、廬山眞の面  
目ではないのである、廬山直の  
面目根本絕對の眞理を悟得せん  
とならば、更に差別圖外から一  
歩を進めて、高く眼を着ければ  
ならぬのである。〔禪の生活〕



報時外海

## 白耳義國刑務所に於ける 精神診査

(Psychiatry in Belgium)

### 精神診査の價值について

(On the value of psychiatry)

ルーベン中央刑務所々長

エルネスト・ペルトラン

(M. Ernest Bertrand, Gouvern.)  
(or, Central Prison, Louvain)

受刑者の道義の觀念を啓發指導するのは所長 (Tov-  
ernant) 教誨師 (Chaplain), 教師 (School-teachers)  
の己の任務とすべき所である。しかしながら受刑者の  
道義の觀念とは別な、本人の心理上の特質といふこと  
はこれまで等閑に付せられてゐたのである。最近に至

り白耳義に臨床診査 (Clinics) 又は實驗室 (Laborato-  
ry) の設けらるゝに至つたのは、この欠陥を滿したも  
のである。ルーベンの中央刑務所に於ては、長期の受刑  
者六百三十五人が人類學の實驗室で試験されたのであ  
るが、この内五百〇四人は常態で、残り百三十一人は  
異常なものと分類せられたのである。吾人は現在  
「已に異常者 (abnormals)」のための特別收容所 (Spe-  
cial quarters) の設立に取りかゝつてゐるのである。  
然し、異常者の中でも、其の異常の割合は五パーセ  
ントより九十パーセントに至る等差があつて、一般に  
はかゝる人々は結構普通の行刑處遇を受けてゐるので  
ある。また一方では、嚴重な處遇が常態者よりも却て  
異常者に良好な効果を及ぼすとも云へるのである。異

常者の肩を荷つて處遇の寛に過ぐる場合には、受刑者の側で精神の異常を伴ふの虞がある。

箇人の心持ちとか、心理とか、その解剖に重きを措き過ぎると、人間の裏に有する「大きな未知物」(The Great unknown) 即ち靈魂の等閑に付せらるゝ危険がある。科學的の解剖が何物をも得なかつた場合に、宗教の聲が改悔の念を喚び覺した實例の甚だ多かつたのは不思議な位である。

### 刑罰の箇別化 (Individualization of punishment)

一箇の理想に過ぎない。肉體上の、即ち生理的な欠陥は法律違犯者の特別の所有物ではないのである。よし、たとへ欠陥者が他より分類せられ得るとするも、プリズン内に特に彼等を處遇すべき組織を區別することとは不可能である。大體から言ふと、凡てのものが對して等しく確平たる正しい處遇訓練を與へるのが最善の行刑制度を支持する唯一の道だと云へるのである。固より歴然たる精神上の欠陥の認めらるゝ場合の除外せらるべきは勿論である。判然たる確定した異常の徴候の存在しない場合に、或る受刑者の精神状態に關して余りに考慮を拂ひ過ぐるのは、終には法律に欠くべからざる鑑戒たるべき刑罰の本質を傷ける因となるば

に似た、犯罪の原因を究むる一箇の推理の上に築き上げらるべきものである。

白耳義に於ては、受刑者の精神病診査のために四箇の中央機關が設けられてゐる。即ち、ブラツセル、ルーベン、ガン及びアントウエルブの四箇の刑務所である。尙ほ五箇所に増設の議があつて考慮中である。

今や行刑組織は精神病學に基いた研究の教ふる所に従つて徐々に改革せられつゝあるけれども、之が爲めに刑務所の管理訓練に累を及ぼしたことのなほ、其筋の報ずる所である。白耳義に於ては、二十一才以下の凡ての犯罪人、凡ての累犯者、及び三ヶ月以上の刑に處せられたる初犯者には、悉く實驗室に於ける人類學上の診査が施される。人類學課では各週會合を催し、之には主たる刑務官並びに釋放者保護協會 (Freedmen's Protective Society) の會員が出席する。肺病患者 (Tuberculous) 及び癲癇患者 (Epileptic) のためには療養所 (Prison Sanatorium) の組織あり、精神病者のためには保養地 (Psychiatric colony) の設けがある。

余は或る條件の下に刑事被告人にも人類學的研究を施すことを希望してゐるものである。

(Prison Journal, October, 1925)

かりである。

□□□

### 行刑局人類學課長

ドクトル・エル・ベルベツク

Dr. L. Verbeek, Director of the  
Prison Anthropological Service.

如何なる行刑制度と雖、犯罪の原因と其の箇々の受刑者に於ける反應の科學的研究に基礎づけられてゐない場合には、それは純然たる試驗的のものに過ぎないので、決して有益な感化的効果を有つてゐるものではないのである。

事實に見るが如く、犯罪の半数以上が「病的」な要素に因るものであるならば、犯罪の性質を決定した箇人的並びに社會的の要素に關して、たゞ愼密な調査研究にのみよつて獲らるゝ犯罪學上の知識によつて啓發せらるゝ所がなければ、如何に深切で、如何に能力のある刑務官吏でも、何等事功を擧ぐることはできないのである。

犯罪人の處遇は、醫學で謂ふ所の病原論 (Pathology)

□□□

### フランスに於ける

### 不定期刑

(The Indeterminate Sentence  
in France)

モリツオー

Morizot

フランスに於て條件附釋放 (Conditional release) が一般に廣く適用せられないのは、フランスが此の制度に反對な意見を持つてゐるといふわけではない。フランスは已に久しく他の國民に行刑制度の改良に關する多くの思想を與へたのであつて、悉く他の諸國は反てフランス自身よりも一層有効に此等の思想を實現したかもしれないのである。かくして一八三二年には已にフランスは少年犯人の場合に於ける條件附釋放の案を立案し、而して一八四〇年にはド・マルサニー氏は之を成年者にまで及ぼさうと試みたけれども失敗に終つたのである。

一八五三年にはイギリスは初めて五ヶ年の刑期

に賦するものに之を適用したのである。獨乙、デンマルク、其他の國々も相次いで之に倣ひ、終に一八六八年のストックホルム(デンマルク)に於ける刑務會議に於て、此の主義は公式に承認されたのである。

然しながらフランスでは、犯罪の防止力を弱めるといふ理由で多大の反對を受けたにも拘らず、此の主義が終に立法上の裁可を得た一八八五年に至るまで發案されなかつたのである。

この制度の運用については必要な三つの條件——拘禁期間内の厳密な觀察、警察の監視、並びに補助的の釋放者保護團體(Organization de patronage)が規定されてはゐるが、此の規定は實際には今日まで死文に止まつてゐたのである。

イングランドに於ては、最初の經驗は甚だ喜ぶべきものではなかつたのであるが、累進制度(Progressive Stage System)即ち賞表制度によつて其弊を補ふことができたのである。アイルランドでは此の解決に處するに「中間」かんじく(Intermediate Prison)即ち半ば自由を與へたる刑務所(Half-way house to Hermitage)の制度を設けたのである。多くの國に於ては「假出獄(Ticket of Leave)」は只だ長期受刑者に適用

せらるのみであるが、フランスでは刑期二ヶ月以上の如何なる受刑者にも法律上適用せられ得ることになつてゐる。然しながら、實際その適用は甚だ制限せられたものである。

この假出獄の制度はフランスではこれまで余り歡迎せられなかつたもので、一般の意見は英國の假出獄(Ticket of Leave)よりもむしろ釋放(Pardon)の方へ傾いてゐたのである。事實上、釋放の件数は條件附出獄(Conditional Licenses)よりも多數に上つてゐるのである。一九二二年には條件附出獄の四百九十一件に對して釋放は一千二百二十五件の多きに達してゐた。

然しながら、條件附出獄は轉讓すべき行刑制度には欠くべからざるもので、慎重に法度を定めて組織せらるべきであつて、之が爲めには警察の監視と並びに之と協力する受刑者保護協會(Associations)の親切な盡力と相俟つて行はるべきものである。

(Prison Journal, Oct. Nov. 1925)

## ハンガリーに於ける

### 不定期刑

ブタベスト大學教授

ドクトル・エフ・フリンケイ

D. F. Finkey.

條件附有罪宣告(Conditional conviction—Sursis (佛))——執行猶豫)によつて利益を得たるものと、條件附釋放を受けたるものとの場合に於て、此等のものゝ上に行はるゝ監督については夫れ々々明かに區別を立てるべきではあるが、兩者の場合に於て同一の官憲がその權限を行使し得ないといふ理由は存しないのである。

ハンガリーに於ては右に關する最高の權限は司法省(Ministry of Justice)に屬してゐる。茲に中央の局(Office)又は部(Section)があつて全國の釋放者保護(Patronage)の事務を統轄してゐるのである。此の統轄の下に、各地方の諸都市には監視評議員會(Council of Supervisors)が設けられてゐて、茲で司法當局並び

に特志社會事業家の代表者が協同して事務を視み、而して此の評議員會の監督權は假出獄(Parole office)又は保護司(Probation officer)の手を通じて行はるのである。此等の評議員會は不斷正規の通り會合して、各件々につき精密なる調査をなし、各件の監視の停止或は繼續につき、又は、他の場合に於ては條件附自由(條件附釋放及び執行猶豫)の取消に關して決定を與へるのである。

監督の方法はそれ／＼犯人の種類により、特に當該犯人が條件附宣告を受けたるか、又は釋放せられたる少年犯罪者たるかによりて、寛嚴宜しきに従ふべく、改善不能の危險性格者の如きは警察の監視に付すべきである。

尙ほ中央評議員會(Central Council)は假出獄人(Paroles)の海外旅行を許可すべきや否やの問題を決するのである。之の事については國際上相互の了解が結ばれて然るべきものと思ふ。

(Prison Journal, October 1925)

# 『住』の問題

家の建て方作り方

工學博士 佐藤功一氏談

住宅はその本来の目的に對して安全、衛生、經濟、道徳、感覺美の五つを根本條件とすることは勿論である。この中で道徳に關することだけは住宅の建築に對しては關係の少ないものであつて、それを爰に論じることが私の立場としては問題を複雑にする恐があるから、此處ではこれに觸れぬことにする、それで結局安全、衛生、經濟、感覺美の四つになる、此の四つの尺度を用ゐて中流社會の人々が多數持つ文化住宅觀を茲に批判して見やうとするのである。

安全といふのは建築の堅牢を意味する、雨や風にも地震にも火災にも盜難にも安全といふことなのであつて、住宅の起源から考へて見てもこの安全といふことが第一の根本條件である筈である。

この四つであつて、その安全が第一であるのに一般文化住宅觀は殆んどこの問題に觸れて居ない、在來の住宅に關しては考ふべき安全の問題は主として耐震耐火といふ事である、耐震構造に對しては今日相當に考へられるやうになつたが耐火の問題は殆んど未だ顧みられないのである、先年の東京横濱の大震災に際してあれ程の苦い經驗を砥めながらも殆んどこれが問題とせられて居ないといふのが先づ第一に現はれた誤れる文化住宅觀の一つである。

耐火といふことは鐵筋コンクリートが最も能く解決するものである、先年の大震災にあれ程蓄積された高い熱度に遭ひながら、而して不幸にして窓から火が這入つて内部の焼けたものもあつたが、その壁や床などの實体は何等の損傷を受けなかつたことでも、この鐵筋コンクリートが耐火に對して一番よい材料であり構造であるといふことが説明されるのである、中にはかういふ人がある、日本では濕氣の關係上即ち空氣中に濕氣の多い關係上鐵筋コンクリートは不都合だといふ單に感情の議論を爲す者があるが、曾て東京帝國大學の佐野教授が溫度計を用ひて倉庫に就て實驗したその成績に就て見てもコンクリート造りの方が土蔵やその

の中でも主として肉体のすこやかさに關係するもので經濟とは日々の生活上に於て勞力と物資との消費を少くすることである。

又感覺美とは氣持のよい形の配合とか快い色の調和とかいふやうな眼から來るもの即ち視覺に依るもの、心地よき肌の滑らかさとか温かいとか涼しいとかいふやうな觸覺から來るもの、それから颯々たる松風とか細流のせゝらぎとかいふやうな聽覺から來るものとあつて、その中で温かいとか涼しいとかいふことは衛生の方へ入れた方が宜く、又耳から來るものまでも住宅の考察の中に入れると問題が複雑になるから斯ういふ問題には觸れぬことにして、爰では主として目、即ち視覺から來る快感を指すと思つて置きたい。

即ち住宅の根本條件は安全、衛生、經濟、感覺美の

外のものよりも内部の空氣が遙かに乾燥の状態に在ることが證明されて居る、總て屋内の壁に於ける濕氣の問題は一般の人々の想像せらるゝやうに、屋外の水分が壁を通して屋内に浸みこむといふのでなく、それは寧ろ水分を含んだ空氣が窓や戸口から屋内に入つて來て、これが冷たい壁面に觸れ、そのために空氣中の水分は壁面に凝固して露を生じ、所謂汗をかかといふ現象を生ずるのである、であるから木造の壁でも壁面をセメント塗りにして固く滑らかに仕上げると汗をかくし、これに反してコンクリート造でも屋内の壁面を軟かい材料で荒い面に仕上げればその憂ひはないのである、これは一方は熱の良導體であり、一方は不良導體になる結果である、或る人は又建築費の關係上コンクリートを用ひ得ないと云ふ、それは鐵筋コンクリートが木造より高く着くことは勿論である、併し木造とても程度に依る、今日木造貸家の建築費は最低が一坪八十圓内外であらうが、中流の貸家では百二十圓を要するものと見て差支へない、中流紳士の自ら造らるゝ住宅が先づ百八十圓乃至二百五十圓と見て差支へないであらう、これを鐵筋コンクリートで建てたならばその五割増位はかゝる、併し茲に小住宅を造るに最も便利

な鐵筋ブロック。コンクリートといふものがあつて、この構造にすれば遙かに安く造ることが出来る。鐵筋ブロック。コンクリート造りといふと、素人はそれは鐵筋コンクリート造とは全く別物のやうに考へるが、是は全く鐵筋コンクリート造に相違ない、たゞコンクリートを打込むために要する假枠をブロックの外皮で解決する方法である、大建築にはまだ研究の余地があるが小建築では最も經濟的の建築である、若し家を建てる人が工費が高くかゝるそれ丈は出せないといふならば、一つの室だけでもこの式にしてこれを常に書齋の用にして貴重な品はこれに入れて置くことにしたならば、そして火事ときにはすつかりそれを損すことが出来るようにして置けば此の室だけはそつくり燒残ることになる。

これは安全といふ條項であるが、次は衛生的のことであるが、この問題は比較的世人から考慮されて居る即ち下水、便所、空氣、光線、暖房などは相當考へられて居るからこれには觸れぬことにする。

次に經濟上の問題であるが、少くとも文化住宅を建てやうとせられる方々は、事實經濟苦に直面してこれに體驗しつゝあるよりも、寧ろ經濟的といふ近代語に

つべらな家、甚だ残念な言葉であるが、かう云はれる家屋が生じつゝあると思ふ、在來の我國の中流住宅に於ては茶の間、即ち英語のリビング・ルームに當る、が茶の間に於て生活の大部分が處理されて、此處は家族の集まる中心であり、家事の取り行はれる場所であり、食事にも用ゐられ、兒女の勉強室などにも使はれ、また夫婦の寢間などにもなるのであつた、この外に座敷といふものがあつて、こゝは來客の應接や、客の食事などにも使はれ、また主人の書齋用にもなり場合に依つては主人の寢間などにも用ゐられる事もあり、來客のときはその寢間にも用ゐられたものである斯ういふやうに一つの室が便宜各種の用途に用ゐられたものである、總て大組織の下にあつては各部分が獨立して一つ／＼完全にして十分なる特殊の職能を持つ事を理想とするが、これに反して小組織の下では各部分是不完全ながらもいろ／＼の職能を兼備するといふことが理想なのである、よつて在來の日本の木造の間取りの方式、あれこそ中流住宅として理想的のものであつたのにこれを毀はさうとするやうなことは、慎んで考へて見るべきではないか、又室々を獨立させやうとする結果室と室との間を壁にして、その間には小さな木の扉

依つて刺戟された經濟觀を有つ人、さういふ人が多數を占めて居るやうである、かういふ經濟觀に立脚せる住宅觀を有つ人々は日々の勞力と物資の消費を少くする爲には、建築の最初に於て相當設備の上に費用を投ずることを惜まぬものである、茲に設備を良くして十分に住宅の職能を満足させる——職能といふ言葉は或は機能といふ方が宜いかも知れぬが、早い話が近代科學のもとに發達したところの各種の設備を充分に具へたものを望むといふことになつて來るのである、かうなつて來ると家全体としての職能を考へる外に、寢室は寢室として食堂は食堂としてそれ相當な職能を有たせやうといふことになるのは當然である、その結果各室を獨立させその室々に各々完全なる職能を具備させやうといふことになるのである、所が一方に於て各室を獨立させるといふことは結局坪數の増加を來して、その爲に更に建築費が高く着くといふことになる、斯うなると最初充分に建築費をかけてもよいと考へた其費用も相當に高まつて來て、どうとも困つて來る、そこで已むを得ず各室の獨立をその儘と致して出来るだけこれ等の室の大きさをちぢめやうといふことになつて、結局皮肉な批評家から文化住宅とは狭苦しくて薄

を設けるといふことになり、室の性質の如何に依つてはさういふ必要もあらうが室と室との壁を悉く斯うする結果、在來あの襖を取外すと何か事の有る時は大きな室として取扱ふことが出来たのが、これがさういふぬやうになるのである、これも亦小組織の下に於ては各部が自由に融通の附くやうに出来て居るのを理想とするといふその主義に悖るのである、この点も大いに考ふべきことと思ふ。

最後に感覺美の問題、即ち主として視覺から來る快感に關することであるが、文化住宅の多くは他の總ての條件を犠牲に供しても、専らこの方に力を注いで居るのではないかと思はれるやうなものが甚だ多數を占めて居るのである、現代の都會生活者はその複雑なる生活と自然の慰安に恵まれない生活との爲に、常に新しくして強烈なる刺戟を求め結果、赤い憂、尖つた屋根、文化住宅なる言葉は殆んど感覺のみを對象としたといふも、或は言ひ過ぎではあるまいと思はれる程この種の住宅が建ちつゝある、その形その色は刺戟が強烈なるが故に或は流行なるが故に、言葉は換へていふと新しきが故に無條件的に採容れられて居るといふ斯ういふ風に觀られる場合が多いのである、この点は

又大いに顧みる必要がある、感覺美と住宅の一つの根本條件には相違ないが、その過ぎることは大いに反省せねばならぬ事である、又住宅の本質を離れて感覺美に陥り過ぎたこれらの住宅を假りに許し得るとしても餘りに極端な新しい形と色とはそれ自身として住宅には不利益なものである、餘りに新しい形と色とはそれ自身として既に住宅には不向なものである、これは住宅が日常の生活の容器であるからである、これを衣服に譬へて見ると普段着のやうなものであつて、決して假裝行列の衣裳のやうであつてはならないからである一寸見た目に刺戟が強ければ強い程用ひて居る間には最も早く厭はしいものとなり、その厭しさの度も亦強いものであるといふことを承知せられたい。

以上は主として實際建ちつゝある住宅に對する觀察であるが、次には出版物その他の言論機關に現はれて居る住宅觀に就て少しく述べたいと思ふ、文化住宅に對する當面の問題として最も緊急にして且つ重要なことは、如何なる住宅を建設すべきかといふよりも、在來の住宅を如何に修理し如何に改造して、その内に於てより良き生活を爲すべきかといふことである、即ち國民をしてより良き生活を爲さしむる爲に如何に從

來の住宅の模様替と改造と修築を爲すべきかといふことにある、これが最も當面の重要な問題なのである然るにこの種の問題に關して論ぜられてある所のものは寥々として曉の星の如く殆んどないのである、この事がまた近代の住宅觀が甚だ誤れるものであるといふことを最も良く證據立て、居る、住宅は着物の如く脱捨することの出来ぬものである、理想の家を得べく在來の家を取毀つて新しく造るといふことは個人經濟の上から言つても國家經濟の上から言つても到底爲し得べからざることである、併しながらより良い生活の爲には經濟の許す限りこれが改造を行ふべきものであるといふことは識者を持たずして明かなことである、この問題に對して研究を進めることは最も緊急にして重要なことであると信する新しい生活理想のもとに取敢へず今住みつゝある家の改修、これこそ専ら研究せられなければならぬものである。(完)……ラジオ講演より……

歐米諸國で「ジャパン」など呼ぶのをみな「エツボン」に改めさせよと請願した者がある日本人自らは「エツボン」といつたり「ホン」といつたり一向統一がないこの頃は歐文の新聞雜誌に Shimon, Nipponese などのいふの時々見ると愉快に感じ併しこの頃は政府筋から出るものでも「英國」佛蘭「でかたづけてゐることを改めてくれと連に注文されると日本語は歐文のやうに簡單にはすまされまい

# 假名と國文學

運 味  
講 座

文學博士 尾上八郎氏 談

國文學即ち我國の文學には、様々の種類がある、併しながらこれを大別すると、その一つは韻文であつて他の一つは散文である、韻文は即ち和歌が主になつて居り、散文は物語、小説が主になつて居る、全体文學と云ふものは先づ歌から起つて來る、これはどこの國の文學でも同じことで、何れも始まりは歌である、この歌がだん／＼發達をし變化した後、散文即ち物語、小説といふ類がおい／＼起つて來るのである、我國の文學もその通りで始まりは韻文即ち歌である、上代ではこの故に文學は皆歌である、奈良朝になつても同じく文學はまだ歌である、平安朝になり始めて歌以外に散文が起つて來た、即ち物語類が出て來たのである、従つてその散文は韻文即ち歌に現はれたくても現はれえぬ所のいろ／＼な事件、いろ／＼な思想、いろ／＼な情緒を述べて來るのである、即ち歌に這入るべきも

のが複雑すぎて這入り得ないで、歌とは別な自由な形をとつて來たものである、故にはじめの物語は皆歌が中心となつて居る、例を挙げると平安朝時代に出た竹取物語、伊勢物語、大和物語といふ風なもの、皆中心は歌であつた、或る歌があるといふと、それに對する説明、それに對する解説が必要である、これを述べるど自然一つの話になる、それが集ると長いものとなつて、遂に物語となつたものである、それが時を逐ふて發展して源氏物語などになつても、やはり歌といふものが中心で、その前後に様々な事件がくつついて長い／＼散文が出来上つて居るのである、後になると事件が主になり、又韻文に這入らぬやうな長い大きい思想が主になり、この散文が非常に發展し従て韻文との關係がだん／＼無くなつて來る、さうして後になればなるほど、その傾向は益多くなつた、今日に於ては韻文

と散文とは全く別といふ風になつてしまつて居るのであるが、その元を考へて見ると必ず韻文が中心であり、散文がその附屬といふ形になつて居るのである即ち歌は文學の源であるといふことがどうしても言ひ得るのである。

斯様に歌といふものが文學の中心を成して居るのであるが、主としてこの歌を齊かむが爲に日本の文學といふものは現はれて来た、元來文字は一つの記號であるから、それがどういふものであつても宜いのであるが、日本ではそれが出来ぬ間に外國と交通が初まつたので、その當時の人々は優秀國である所の支那の文學を借りて用ゐて、自國人の感想を書いて居たのである所が外國のものはやはり日本人は使ひ難い、殊にむづかしい漢字は日本人は使ひ難いのであるから、だん／＼それを略し略して茲に假名といふものを作り出して来た、そうしてそれに依つて當面の事から、ことに盛んであつた所の歌を齊かむに來た、無論この假名の出来る前は、漢字を使ふて、不便を忍びつゝその音或は訓を利用して書いて居つたのであるが、それではなからむづかしくて間違ひも起せば、急な間に合はないといふやうなことで漸次それを省略して、假名所謂今

日いふ所の假名を作つたのである、その假名は楷書から來たものもあり、或は草書から來たものもある、その楷書から來たものが即ち片假名で、草書から來たものが即ち平假名である、この假名の出來たのはこれは奈良朝の終頃かと思える、併しながらその實物は今日迄殆んど残つては居らぬ、今日残つて居る最も古いものは平安朝になつてからで、その平安朝の始まりでもまだこの假名といふものは今日吾々の見るやうに立派に出來上つたものではない、お經を読み或は支那の古い文を読む、そのときに或る讀み方、それを忘れないやうに側に小さく書いて置く、その時分にこの漢字で書くことはむづかしいものであるから漢字の略したものを使ふ、これは片假名の形を持つて居るやうなものもあり、或は平假名の形を持つて居るやうなものもあるので、即ち楷書を略したやうなもの、或は草書を略したやうなものがあつたのである、そして別にこれは片假名のみでなく、或は平假名のみでかくといふやうに限つて居らないのである。

所がだん／＼時が立つと片假名は片假名ばかり、平假名は平假名ばかりといふ風になつて来た、併しながらこの片假名は書きにくいのであるし、その上に又當

時の優美なる思想、優美なる言葉を書くのには不適當であると考へたものと見えて、だん／＼平假名を盛んに使つて来た、時て又歌も平假名を以て書くといふことになつて居つた様である、そのものが幾らも今日残つて居るべきであるが、實は余り残つて居らないのである、全体日本では支那邊りと違つて戦争はなし、革命はなし總て非常な結構な國であるから、いろ／＼たものが残つて居るべきであるが、この類のものは案外少ないのである、假名で書いた極く古い歌といふものは先づ今日はないのである、例へば葉平とか小町とかいふ人があつたのであらうが、そんな物は一枚も今日残つて居ない、辛うじて残つて居るものは紀貫之の書いた物、これも藤原定家が臨書をしたといふもののみである、それは貫之が土佐の任が満ちて京に歸つて参るときに主に假名で書いた土佐日記、それを藤原定家が鎌倉時代に臨書したといふものであるが、それが先づ一番古いものである、それを觀ると今日在る假名よりも遙かに素朴なもの強いものである、所謂優麗典雅といふ風な趣のないものである、それから少し下つて今日残つて居るものは小野道風の書いたといふ手紙の中に在る平假名である、このものも實物は何處にあ

るのであるかはつきりせぬが、それを版にしなものが僅かに残つて居る、これは道風が病氣になつて見舞を貰つたその御禮を書いた文句の終にあるのである自分は老人になつて居つて壽命が怪しい、世の中は儂ないものといふことを知つて居るのであるが、此々の頃はそれを想ふといふやうなことが書いてある、その後には残つて居るものでは、藤原道長の書いた日記の中に在る假名である、道長の日記は眞筆で今日は近衛公府家に在るのであるが、その中に歌があり、それが假名で書いてある、それは一條天皇の朝御になつたときの御歌、それから又別に自分の子の頼通を春日に使に出したときに雪が降つたので、それに依つて自分が歌を詠んだ、それを藤原公任に送り、公任が返歌を寄せ又花山の院がそれに對して又お歌をお詠みになつた、それを書いて置いたのである。

これ等を觀ると、何れも線に強味を持つて居る、今日の假名のやうに、流暢にかいたものではない、寫つてこのときの文學殊に歌を觀ると、貫之の歌、これは延喜(醍醐天皇)の頃であるが、その頃の歌は今日考へて居るよりも遙かに調子に強味を持つて居る、全体平安朝の歌は弱いものである、軟かいものであると考へ



て居る人が多いのであるが、貫之時分の歌はその考を裏切つて、遙かに強味を持つて居る、そのことは丁度貫之の書いたといふ土佐日記の中にある假名と多く類似して居ると見える、道長の時代即ち寛弘(一條天皇)の頃の歌といふものは、それよりも遙かに軟かになつて居る、即ち紫式部、赤染衛門或は藤原公任等の歌がそれであるが、用語の意義が明瞭で、趣味が新しく調子が柔かに出来て居るのである、それが丁度道長の日記の中の平假名と能く通じて居るやうに考へられる即ち全体に於ては優美ではあるけれども、まだ多くの強味を持つて居るといふ趣である。

その後の院政時代乃ち平安朝の終頃になると、假名が今度は澤山残つて居る、今日普通に行成と謂ひ、公任と謂ひ、或は俊頼といふ假名がそれである、それは前の貫之、或は道風、或は道長といふものよりも遙かに器用に、上手に美しく書いてあるもので、能く斯様に書けたものであると驚く程立派な美しさを持つて居るものである、この時の文字を観ると、非常に面白くそうして綺麗に、華やかに出来て居る、即ち源俊頼の歌といふものは、その頃の思想を能く代表して居るものと思ふのであるが、洵に美しく綺麗であつて、非常に

又新味を有つて居るものである、無論この人は一つの新派といふべき人であつて、それに對して藤原若俊といふ古い方の派もあつた、或は古い方と新しい方と兩方折衷した藤原顯輔の流派もあつた、がこれらは皆新味を有ち奇趣を有ち深味を有つて居るのである、これが丁度その時分の平假名と能く一致して違つた所はないのである。

平安朝の終頃から鎌倉時代の始まり頃になると、世間の様子は餘程變つて来る、今までは公卿の時代、公卿といふ貴族が勢を有つて居つた時代であつた、であるからその趣味は總て公卿趣味、貴族趣味であつた、私共が公卿の道——公卿道といふことをいふ、この言葉は當つて居るかどうかは分らないが、後に武士道があれば公卿道があつて然るべきである、この私の考へる公卿道といふものを能く代表して居るものであつた所がこの頃になると武士が横行して武家が政權を取つた、先づ平家が興り次に源氏が現はれるといふ具合に非常に力強いものが出来ると又一層強いものが現はれて来る、そうして今までの武力を持たぬ弱い公卿を壓倒した、乃ち力の時代といふのが出来たから文學も隨つて強い形を持つて来た、即ち平安朝の終頃の藤原

俊成などの歌、或はその次に起る藤原定家その以外の人々の歌といふものは大層強味が勝つて居る、調子もきつくなり、言葉も緊張して、總てに於て彈力を持つて居る、そのものと當時に現はれた假名とを觀ると、能く一致したことが分る、即ち當時有名であつた、藤原忠通或は兼實或は良經等の文字ことに假名は大層強いものである、さうして今までの弱かつた所を新しく強めて、どの方面から突いて來ても、微動だにしないといふやうな有様になつて居る、藤原定家もやはり酷く強い字を書いて、前の時代の優美華麗といふ趣を殆んど脱脚して居るのである、斯ういふものを能く見せて居るものは熊野懷紙の字である、即ち後鳥羽院の御件をして熊野に参つた人々が懷紙に書いた文字殊に假名である、それらの非常に強い力を以て居ることは前の時代に比して驚くべきものがある、強い力を武家が有つて居るのは當り前であるが、公卿すらも有つて居つたことが明かである、であるからして遂に公卿が武家を倒してやらうといふ勢になつて承久の變なども起つたのであらうと思はれるのである。

以上は平安朝を主として國文學と假名といふものが同じやうな有様で變化を致して居ることをいつたので

あるが、後になつても、同じやうな具合の變化を見るのである、例を擧げると室町時代の頼阿等、徳川時代の西鶴、芭蕉等の文字それらの文字殊に假名とは、大體から見ると一致して違ふところはない、乃ち思想感情は文字ことに假名に現はれて居る、それらといつてもいつも一致して居るといふことがいへるのである、であるから文學を觀る人は文字ことに假名を觀、假名を觀る人は文學を觀るべきであるとおもふ、しかもこの關係はいつまでも引續き歴史的研究者には多大の興味を起すべきものであらうと考へるのである。(完)

……ラヂオ講演要旨……

ある人、ある雜誌の記者より、「貴下は近時我國の世相に直面して如何に考へらるゝや」と問はれ、返書して曰く「小生滯英中或る地質學の大家に對しどうも私の國は地震が多くて困りますと申し候處、それは土地が若いからだ、君の國の土地はまだ青年期に在るのだから動搖が多いのだ、いろいろのことがある間は倒壊しないのだよといはれ候、小生愚昧にして其の意味を了解不致候へ共、何となく貴問の趣旨に當るやう考へ候、  
勿々一



# 家庭のページ

## 講 母性愛

麻生 正護氏談

○社會道徳の最初、の現はれは母と子との間である、元來父といふのはそれより後から入つて来たものである、それより前からは母が唯一の人間の子は母がなうては大きくなることとが出来ないのである、このやうに母と子とは生理的のみならず、原始時代にも密接なる關係を有つてゐる、所が文化が進むに従つて、現在では子の生ひ立ちが非常に速くなつて来たから、母子の關係は更に密接の度を加へて来たと言ふことが出来る、誠に母の愛があればこそ人類が維持繁榮

して行くことが出来るのである又母の方から言つても

○子供があればこそ、眞の幸福を得られる譯である、將來如何なる時代が来やうとも、女子の特徴は母性愛を中心とした働きであることは確信が出来、女子が從來の誤つた低い地位から自覺して、女子參政權を獲得したとして、男子の唱ふる所のものを模倣することを止めて女子は女子としての獨特の仕事、例へば子供、女工、母子扶助法、衛生等の方面において多く主張する所のもがあらうし、又假に逡巡になるとしても子供老人の世話、衛生、公園の取締等總て女子でなくてはなら

ないものが澤山あるであらう要するに、女子は母性愛を中心にして働くべきものであり其處には弱い者を助け幼い者を哺くむ美しい人格が基となつてゐる、斯の如き女子の天職がればこそ、男子の文化を補助し

○完なる世界が現はれるのである、全然男子の仕事は模倣するばかりでは女子の天職を盡す譯には行かないアメリカの家政學を創設したミセスリチャードは非常な科學者でボストンのテクノロヂーの講師を勤め其の良人も教授であるが、自分は矢張女の立場から水の科學を専門として臺所の方に貢獻する所が多かつた又最近疑念に、建築の方で女がデザインするやうになつたが、二三年前アメリカのニューヨークで勞働者の住宅設計を女がやつたが、出来上つた

ものは女でなくては考へられない幾多の長所を有してゐた、世に母の愛ほど限りなきものはない、其處には何等報酬を求めやうといふ打算心も

○生命を賭しても、惜まぬ、崇高な人格の現れである、きれば放蕩息子も耽溺娘も最後

### 淺漬の加減

三時間

夏は四十八時間

冬は約十五日

大根判漬 同

大根長漬 同

大根和漬 二十四時間

大根ハイカラ漬 同

じゃくし菜 三晝夜

茄子 十二時間

白瓜 七時間

胡瓜 十二時間

きやべつ 二晝夜

白菜 同

### すなれぬす

陸蓮の花は比較的保ちのよいものですが葉は色々水揚をして用ゐても矢張り一日位しか保ちません然し莖を短くして入れれば幾分長く保ちます、席の好みによつては随分其花の趣味を深く感ずる場合もあります、一寸一何れを擧げると、漣の掛物を掛けた下に淺い階圓形の白水盤に三株位の陸蓮を散らし活けに入れた様はいかにも瀟灑のほとりに導かれた様に感じて何とも云へぬ良い涼しさを感ずります、又夜に至つては其の花の睡を生じ、如何にも

ての天職を盡して貰ひたいものである。(真朝)

### 家庭消毒液

○石炭酸水三分に水九十七分の溶解液

○クレゾール石鹼液三分に水九十七分のもの

以上何れも有効であるが家庭に至極簡単なものはサラシ粉一匁に水一斗の液でよろしい物の腐らぬよう

### 食

○鮎くか煮る

氏八十度の温度になれば皆死滅する、だから煮たもの、焼いたものは理想的で安全、

○容器を清潔にせよ、たとひ食物には一個のバクテリアが居なくとも若し容器に一つでも附着して居ればその爲めに今完全に殺菌した食物も腐敗して仕舞ふ、

○乾物、切干でも時々日光に

當てよー水分が蒸発され、太陽の光線によつて多少は殺菌される。

○簡単な冷蔵法 小さい魚ならば腹を抜きよく水洗し大きい魚ならば三枚に下して清潔な水を以てよく洗ひ次には全体に亘つて充分に鹽をしてその上にやゝ厚く鹽をまぶし清潔な皿に入れて「籠入らず」にでも入れ涼しい場所へ置くか又はその儘深い井戸に釣して置く、こうすれば眞夏でも一晝夜は大丈夫

### 牛蒡の菓子

原材牛蒡大三本、胡麻一合、砂糖五十匁、拵へ方は先づ牛蒡は皮を剥き、一寸位に短冊切とし、水に漬けて灰汁を抜いて置く、別に胡麻を一度炒つてから、砂糖と共に摺り合せ、餘り粉々に潰さなくともよろしい、それを水二合位の

中に入れて、牛蒡の灰汁抜きしたるものと同時に煮つめるが、此場合絶えず攪拌す事、食酢小匙一杯位入れる事船のやうに粘り出したら直に火から下して、一度よく混ぜ合せ其まゝ固めればよい。

陸蓮の花は比較的保ちのよいものですが葉は色々水揚をして用ゐても矢張り一日位しか保ちません然し莖を短くして入れれば幾分長く保ちます、席の好みによつては随分其花の趣味を深く感ずる場合もあります、一寸一何れを擧げると、漣の掛物を掛けた下に淺い階圓形の白水盤に三株位の陸蓮を散らし活けに入れた様はいかにも瀟灑のほとりに導かれた様に感じて何とも云へぬ良い涼しさを感ずります、又夜に至つては其の花の睡を生じ、如何にも

ものは女でなくては考へられない幾多の長所を有してゐた、世に母の愛ほど限りなきものはない、其處には何等報酬を求めやうといふ打算心も

將しみのある感じを覺えます  
此の様な調和を離らしますと  
いくらか嗜好の仕様があまり  
す、先づ水盤に湯を飲し水一  
杯に入れて置きます、一本の  
花に巻葉を縦に添へて向それ  
に開き葉の切目を狭み添へて  
葉は水盤の深さ丈に切つて花  
止に挿し、陶葉も花も水中に  
浮ぶ程度に見ゆるやうに三ヶ  
所に三株を配置して別に浮葉  
を二枚程浮ばせて活けたもよ  
いものです、

### 氷と病

アメリカにアメリカ性消化不  
良病といふがある、これは水  
をそのまゝたべるからで、水  
水が胃腸に與へる第一影響の  
消化酵素の働きを妨げるから  
である、唾液の酵素プチアリ  
ン、胃液の酵素ペプシンを無  
力にする、その上大切な胃酸

### 取蚤法

の分毫を阻害するからで急激  
熱病の時などは口の湯をとめ  
るが喉の病人などは湯は激し  
く吸入する事になる、健全なも  
のはその時平氣であつてもツ  
イ癖となつて思はぬ眼目に隔  
る水をのんだあとでは重曹  
とかソーダミントとか消化劑  
を用ゐるのは衛生的である。  
從來色々工夫されて  
ゐるが除虫菊などに  
よる方法は單に蚤を  
麻痺に陥らしむるだ  
けで死滅することは  
出来ない、しかも成虫に對し  
ては絶對にこれを死に陥らし  
め難いのである。  
ところが近頃行はれる四重化  
炭素とクレゾール石鹼液の各  
成分を加へた液の約一プロセ  
ント液を用ゐると完全に殺蚤  
の目的を達することが出来る  
のである。  
即ちその〇・五プロセント液

は五分間、その一プロセント  
液は一分間で完全に蚤を死に  
陥らしむることが出来る、故  
にこれを蚤の下などに散布し  
てをくと蚤の發生を未然に防  
ぎ得るのである。

### シミ抜き法

汗によつた時はすぐ水のキ  
リを薄山ふいておく、もし綿  
物ならばアルコールを二十滴  
位たらしてキリフキでふきか  
けておけば、汗は蒸發してし  
まふ。汗のシミが出来たなら  
ば普通のシミぬきと同様に布  
をひつぱりながらヤカンの水  
か鍋をその部分にそゞぎかけ  
る。こうして處理した後をか  
わいた布でよくふいておけば  
よい、また夏の着物の明石や  
チャミはちぢみややすいもので  
これがちぢんだ時には湯氣の  
上をひつぱりながら通せばの  
びて元通りになる、果物の汁

のシミが出来たらその部分へ  
ヤカンに一杯位の水か鍋をそ  
ゞこの時はその部分の兩方  
をひつぱつて解つてやることは  
他のシミ抜きと同様に湯氣をか  
はいた布でふき強目にはキリ  
をふいてばかりしておくと、血の  
シミは大抵おろしを少しつけ  
て湯をそゞぎ普通のシミ抜き  
處理をする、墨のシミはすり  
えて飼ふ鳥の糞(ウグイスな  
ど)を水でぬつてその部分に  
かわくまでつけておき、かわ  
いたら洗ひおとす、一度で落  
ちぬ時は二三度くりかへせば  
きつとおちる、落ちてから水  
洗ひをしてその後の處理は他  
のシミ抜きの場合と同様

○食べた残りの白い部分は漬  
物にするとうい○又子  
供の汗かぶれはよくこ  
れで擦つて後湯で拭ひ  
「汗しらす」をつけると全治

## 刑務令規

司法部行甲第八一〇號訓令(大正十五年五月二十九日)  
行刑局

刑務所  
少年刑務所

大正六年七月訓令監甲第三六〇號指紋取扱規程中「監獄局」  
ヲ「行刑局」ニ「監獄」ヲ「刑務所」ニ「本監」ヲ「本所」ニ「分監」ヲ  
「支所」ニ「入監」ヲ「入所」ニ「出監」ヲ「出所」ニ「復監」ヲ「復  
歸」ニ「移送」ヲ「移送」ニ「拘禁区分」ヲ「收容区分」ニ「假出獄」ヲ  
「假釋放」ニ「在監中」ヲ「收容中」ニ「囚人」ヲ「受刑者」ニ「同規程第  
十五條第十四號第二項」ヲ「記載ノ順序ハ執行ノ順ニ依リ違キ  
モノヨリ近キモノニ及ホシ餘白ナキトキハ同形ノ副紙ヲ順紙ニ  
貼付シテ之ニ追記スヘシ」ニ改メ同第二十三號ヲ削除ス  
右訓令ス

司法部行甲第八二八號(大正十五年六月一日)  
行刑局

刑務所長、少年刑務所長宛

收容定員調査ノ件

貴所現在收容定員調査表ニ依り取調御回報相成度候  
違フ將來改築増築設備等ノ爲收容力ニ變更ヲ生シタルトキ  
ハ其程度報告相成度

### 居室收容定員調

「何」

刑務所、支所、出張所、  
裁判所留置場、

受刑者區	男獨居房		男雜居房		女獨居房		女雜居房		合計	附
	房數	要スルニ	房數	要スルニ	房數	要スルニ	房數	要スルニ		
男病舎										
男雜居房										
女病舎										
女雜居房										
合計										
總計										

其他

計

- 一、本調ハ本所支所出典所裁判所留置場別ニ作成スルコト
- 二、居房ハ坪數ノ異ナル毎ニ列記シ坪數ハ何坪何合ニ止メ以下四捨五入トスルコト
- 三、勞役場留置者ヲ收容スル居房ハ受刑者收容區ニ合併記入スルコト
- 四、丙種受刑者及青少年受刑者ノ居房ニシテ不動的ニ確定スルモノハ各相當欄ニ記號ヲ付シ再掲スルコト
- 五、普通居房ヲ病室又ハ懲罰房ニ兼用スルモノハ雜居房又ハ獨居房ノ各相當欄ニ掲ケ附表ニ掲記セサルコト
- 六、雜居房ノ收容定員ハ半坪一人ヲ原則トシ之ニ滿タサルモノ又ハ之ヲ超ユルモノニ付テハ合位ニ於テ二捨三入七捨八入ノ方法ニ依リ算定スルコト
- 例ハ一坪二合ハ二人一坪三合ハ三人一坪七合ハ三人一坪八合ハ四人トスルカ如シ
- 七、附表其他ノ欄ハ隔離防壁房其他ヲ記載スルコト
- 八、起臥ニ要スル一房ノ坪數「計」ノ欄ハ各房坪數合計ヲ記入スルコト

司法部行甲第九三〇號(大正十五年六月一日)

刑務所長、少年刑務所長宛

法曹會雜誌並ニ雜誌「宇宙」配付方ノ件  
今般事務參考書トシテ標記雜誌各一部宛毎月市谷刑務所ヨリ保管轉換相成條御了知相成度候  
追テ現品ハ便宜上發行所ヨリ直接送本(支所ノ分モ直接送付ス)可致候間御含置相成度而シテ現品到達ノ上ハ領收ノ旨及レナク市谷刑務所へ御通報相成度尙支所ニ對シテハ本文ノ趣旨貴所ヨリ移際相成度候

司法部行丙七六六號(大正十五年六月十一日)

刑務所長、少年刑務所長宛

出典所ニ於ケル刑事被告人理髮ニ關スル件  
標記ノ件ニ付別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通問答置候條御了知相成度候

(別紙) [甲號]

山發第三六〇號 大正十五年四月二十七日

山形刑務所長 鈴木重靜

司法部行刑務局長 泉二新熊

出典所收容被告人理髮ニ關スル件  
當所ニ於ケル被告人ノ理髮ハ受刑者ヲシテ之レヲ行ハシメツムアリト雖モ出典所ニ於テハ從來衛生上必要ト認メタル場合各職員又ハ小使ヲシテ理髮ヲ短縮セシメ來リタルモ理髮ヲ短縮セザ

ルモノニ對シテハ理髮ノ技能ナキ職員又ハ小使ニ於テ之ヲ剪剃スルコトハ困難ノ事情モ有之ヘク候ニ付被告人ヨリ出願アル場合ハ相當營業者ヲ雇入剪剃セシムルモ差支無之候哉何分ノ御指

【乙號】 司法部行丙第七六六號(大正十五年六月十一日)

司法部行刑務局長 泉二新熊

山形刑務所長 鈴木重靜

出典所ニ於ケル刑事被告人理髮ニ關スル件  
四月二十七日發第三六〇號ヲ以テ標記ノ件御問合相成候處右ハ衛生上必要ト認メタル場合費見ノ通取計差支無之之ニ要スル費用ハ收容費雜費諸手数料ヨリ支出相成度候  
追テ他人ト接見禁止中ニ係ル者ナルトキハ一應當該裁判所ノ承認ヲ經タル後本文御取計相成度

司法部行甲第九一三號(大正十五年六月十五日)

司法部行刑務局長 立石謙輔

未決勾留日數通算ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通問合有之乙號ノ通問答置候條爲參考及御送付候

【甲號】 鐵路地方裁判所檢事 宮重佐馬吉

鐵路地方裁判所檢事 宮重佐馬吉

司法部行刑務局長 立石謙輔

同 行刑局長 泉二新熊

自由刑ト金刑ト併科セラレ自由刑ニ對シテハ執行猶豫ヲ言渡サレ未決勾留日數ノ法定通算アル場合ニ於テ其ノ未決勾留日數ハ直ニ金刑ニ通算スルヲ相當ト思料候へ共反對論者ハ未決勾留日數ハ自由刑ニ通算スルヲ原則トシ自由刑ニ對スル執行猶豫ノ期間滿了ニ依リ通算不能ニ終リタルトキ金刑ニ通算スルヘキモノナリト主張スレトモ法文上何等ノ根據ナキノミナラス執行猶豫期間滿了又ハ執行猶豫ヲ取消サル、ニ至ル迄ハ金刑ニ對スル執行モ執行不能ノ狀態ニ措カサルヘカラス又若シ猶豫期間三年以上ノモノニ付テハ遂ニ金刑ハ時刻完成スルニ至リ給メテ不合理ノ結果ヲ生スルコト、相成候米シテ執レテ相當トスルヲ至急何分ノ御同示相煩シ度候

【乙號】 司法部行甲第九一三號(大正十五年六月十五日)

司法部行刑務局長 立石謙輔

司法部行刑局長 泉二新熊

鐵路地方裁判所檢事 宮重佐馬吉

未決勾留日數通算ニ關スル件  
五月二十七日日第一〇二九號ヲ以テ標記ノ件ニ付御問合相成候處右ハ前說ヲ相當ト思料致候

司法部行甲第九二八號(大正十五年六月十六日)

刑務所長、少年刑務所長宛

傳染病其ノ從ノ惡疫預防ニ關シ注意ノ申進  
毎年夏期ニ於テハ傳染病其ノ從ノ惡疫ノ發生ヲ見ルノ例ニ有之候處既ニ本年ニ入りテモ昨今天然痘其ノ他ノ惡疫所在ニ發生シ地方ニ依リテハ相當流行セントスルノ風アルヤニテ豫防上最モ戒慎ノ要スヘキノ秋ト被存候勿論貴所ニ於テハ夫々之方豫防ニ御留意相成候儀義トハ思料セラレ候ハ共尙行甲第一三三四號並行甲第一三三五號ノ兩通牒(大正十一年九月)及司法省訓令第一號(大正十四年三月)ノ趣旨ニ基キ此際一層御注意相成度若シ關係地方ニ傳染病其ノ他ノ惡疫發生シ又ハ發生セントスルノ虞アル時ハ至急御報告相成候儀爲念申添候

司法省行甲第八六二號(大正十五年六月十六日)  
行刑局局長、少年刑務所長宛

刑務所長、少年刑務所長宛

甲發行狀録廢止ノ件ニ關シ通牒  
編記ノ件本日司法省訓令第二號ヲ以テ廢止相成候處從來本簿ニ依リ取扱タル事項ニシテ作業賞與金計算等關係上必要アルモノハ之ヲ作業日課表ニヨリ整理相成候様致度候

司法省行甲第九四九號(大正十五年六月十八日)  
行刑局局長、少年刑務所長宛

刑務所長宛

雜誌「人」ノ配付並閱覽ニ關スル件

雜誌「人」ノ閱覽方法ニ付テハ各所共取扱區々ニ涉リ從テ購入

養成セラレヘキコトハ論ヲ俟タサル所ナルニ拘ハラス作業賦課ニ際シ此等ノ点ヲ閑却セラレ、ガ如キコトアラバ刑務所ハ民間ノ工場ト異ルコトナク教化上ノ目的ヲ阻害スルノ虞ナキヲ保シ難ク候間尙後印刷物ノ引受ニ際シテハ一應教諭師ヲモ其内容等ノ調査ニ關與セシメ其意見ヲ徵シタル上印刷工ノ施行上高遺算ナキヲ期セラレ候様致度候

司法省行丙第八四九號(大正十五年六月十九日)  
行刑局局長

同少年刑務所長宛

不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ短期經過後  
ニ於ケル假出獄ニ關スル件回答

五月六日同少刑發第四三九號ヲ以テ標記ノ件御問合相成候處不定期刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其ノ短期ヲ經過セシト否トヲ問ハズ總テテ法合ノ定ムル所ニヨリ假出獄ヲ許可シ得ヘキモノナルヲ以テ甲說ヲ正當ト思料致候

司法省行刑局長宛

假釋放取消ニ關スル件

不定期刑短期ヲ經過シタルモノ、假釋放ハ法定ノ取消原因發生ニ依リ之ヲ取消得ルヤ否ヤニ付左ノ二說アリ何レガ相當ナリヤ  
甲說 取消スコトヲ得

部數ノ如キモ甚シク差違有之其結果不公平ヲ生スルノ實況ニ有之候ニ付貴所ニ於テハ左部數ヲ適當ト認メ爾今每號小菅刑務所ヲシテ保善轉換セシメ條條御了知相成度尙看讀資格制限ニ付テハ本省通牒外更ニ作業成績等ヲ加味シテ制限相成居ル尙有之候得共斯ノ如キハ可成適當ノ時機ニ於テ撤廢相成候様致度又本誌ヲ分割シテ閱覽セシメラル、モノ有之候得共右ノ紙面ニ依リ記事ノ聯絡ヲ缺ク等適當ナラスト思料致候

追テ本件配付部數ハ毎半拘禁狀態ニ依リ適宜更正可致予定ニ有之候尙現品到達ノ上ハ領收ノ旨洩レテ小菅刑務所(御通報相成度支所出張所)シテハ本文ノ趣旨ヨリ移轉相成度候

左記 (略)

司法省行甲第九四七號(大正十五年六月十八日)  
行刑局局長、少年刑務所長宛

刑務所長、少年刑務所長宛

月刊雜誌等印刷ニ關スル件  
編記ノ件ニ關シテハ曩ニ通牒ノ次第モ有之既ニ其内容審査ニ際シテハ各所共收容者教化上ノ点ニ付篤ト御審査相成居候事トハ被思料候得共其後提出ニ係ル月刊雜誌中往々新聞紙法上ノ違犯行為ヲ看過シ或ハ監獄法施行規則第八十六條第二項ノ趣旨ニ違背セルモノ並ニ其内容ニ付テモ軟文學の戀愛思想ヲ誘起スルニ如キ卑猥ナル記事ヲ滿載セルノ事例多々有之甚タ遺憾ノ至リニ有之候抑モ作業ハ收容者ニ對スル教化改善ノ重要ナル手段トシテ施行セラレ從テ收容者カ之ニヨリ合法的ニシテ道義的思想ヲ

理由 少年法第十條第一項三號ニ「短期ノ三分ノ一經過シタル後假出獄ヲ許スコトヲ得」トアルハ假出獄ヲナシ得ル始期ヲ定メタルモノニシテ其終期ヲ短期ノ終了ニ限定セル趣旨ニ非ス即チ短期終了後ト雖モ其ノ長期終了前ハ假出獄ヲ許得ヘク從テ短期終了後ニ於テ取消原因ヲ生スルトキハ同法第十二條ノ場合ヲ除キ之ヲ取消シ得ヘキモノトス  
乙說 取消スコトヲ得ス

理由 短期ヲ經過シタルモノニ對スルノ釋放ハ不定期刑ノ本旨ニ因ル當然ノ結果ニシテ執行終了ト見做スヘキモノナリ而シテ少年法ハ其ノ第十條三號ニヨリ短期ノ三分ノ一ヲ以テ假出獄條件期間經過ト定メ同第十一條二項ニヨリ其ノ假出獄中ニ於ケル刑執行終了ノ特例ヲ設ケラレタルノミニシテ短期終了後ニ於テハ法律上ノ假出獄ヲ認メズ從テ本間ノ假釋放ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

因ニ大正十二年七月二十八日行甲第一一八一號通牒ニ依リ假釋放ハ取扱上ノ周到ヲ期スルタメ釋放ニ關スル一種ノ手續ヲ定メラレタルモノト解スヘキナリ  
右ハ目下差掛リタル案件ハ無之候ハ共假釋放證票ニ記載スヘキ刑ノ期間滿了日ニ影響有之候ニ付何分ノ御同意相煩度候

(參考) 司法省行甲第一一八一號(大正十二年七月二十八日)  
行刑局局長宛

不定期刑者ノ釋放手續ノ件依命通牒

少年法第八條ヲ適用シ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ短期ト

長壽トノ便ニ於テ釋放セシムヘキ場合ニ於テハ當分ノ罰金出額ノ手續ニ依リ御取扱相成度候

刑務所長、少年刑務所長宛  
刑務所長、少年刑務所長宛

流石石鹼保管轉換ニ關スル件

今般般刑務所ニ於テ大量生産ノ方法ニ依リ瀧石鹼ノ製作ヲ開始致候ニ付テハ兩令同所製成品ヲ利用シ以テ經費節約ノ途ニ充テラレ候様致度付テハ向後作業用品ニ限り同所ニ於テ保管轉換方可取計候間必要ニ應シ直接同所へ交渉相成度尙收容者用品等ニ付テモ自用品製作ノ例ノ微ヒ賣却方可取計營ニ付勢メテ同所製成品購入使用ノコトニ御配慮相成候様致度候

司法省 行刑局 第九七八號(大正十五年六月二十五日)

刑務所長、少年刑務所長宛

受刑者職業訓練施行ノ件 通牒

技能受刑者養成ノ目的ヲ以テ受刑者職業訓練規則別紙ノ通り相定メ候條御了知相成度候

追テ不取致建築木工ニ付細目ヲ設ケ東京控訴管內各刑務所ヨリ實習夫ヲ選定監禁多摩兩刑務所ニ集禁ノ上施行致、事トシ漸次各業種ニ涉リ細目ヲ設ケ他刑務所ニモ施行可致予定ニ有之候ヘ共適宜右規則施行ノ必要ヲ認メタル時ハ予メ認可申請相成度候

受刑者職業訓練概綱

一、本則ハ受刑者ニ對シ特種職業即チ建築木工、建具木工、家具木工、鐵力工、左官、製材、ペンキ工、鍛冶工、其他作業ノ實習訓練ヲナサシメ以テ技能受刑者ノ養成ヲ目的トス  
一、本則ノ適用ヲ受クルモノヲ實習夫ト稱ス、  
一、實習夫ノ選定標準

實習夫ハ其作業ニ付訓練ナキ者又ハ多少其心得アルモノニシテ左記各項ニ該當スルモノヨリ選定ス  
(イ) 四十歳未満ノ成年受刑者タルコト  
(ロ) 殘刑期二年以上ノモノタルコト  
(ハ) 入所後二月ヲ經過シ刑器拘禁ニ付セラレザルモノタルコト  
(ニ) 行狀不良ノモノナラサルコト  
(ホ) 可成釋放後當該技能ヲ以テ生計ヲ立ツル志望アルモノタルコト

(一) 實習時間 見込アルモノ  
(二) 技能習熟ノ見込アルモノ  
六月トナシ第一期、第二期、第三期ニ分チ各期ノ實習期間ヲ各二月トス

一、實習時間 實習時間ハ刑務所所定ノ作業時間施行スルモノトス  
一、實習指導係 作業技師、作業助手、並作業囑託ノ中ヨリ之ヲ命セシム

作業助手及作業囑託ハ乙種工業學校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ實熟ニ熟達セル技能者ヲ以テ之ニ充ツ

(イ) 作業技師若シクハ作業囑託ハ第一期間ニ於テ一週

(ロ) 四時間實習科目ニツキハ概要ヲ講述ス

(ハ) 作業助手若シクハ作業囑託ハ實習期間ヲ通シ實地ニ就キ之ヲ指導ス

(ニ) 實習指導係担任範圍 各作業助手又ハ作業囑託ノ受持實習夫人員ハ二十

一、實習用具 五名以內トス  
實習用具ハ就業費ノ目ヘ實習費ノ節ヲ新設シ實習用器具器械ヲ貸與ス

一、實習用材料 第一期間ニ於テハ實習ニ使用シタル材料ハ實習ニヨリ全ク其效用ヲ失フヲ以テ作業用品ノ受揚ヲ避ケ左ノ取扱ヲナス  
(イ) 主トシテ不用ニ屬シタル古材ヲ使用ス  
(ロ) 不用古材不足又ハ皆無ノ場合ニハ就業費ノ目ニ新設セル實習費ノ實習材料ヲ使用ス

二期以後ハ建築木工ハ建築用材其他ノ業種ハ作業用品ヲ使用ス  
○建築木工實習細目  
實習指導係ハ左記實習要目ニ從ヒ實習ヲ爲サシム

(イ) 第一期間ニ於テハ附屬工場ニ於テ木造建築工作ニ于

スル基礎的實習

(ロ) 第二期第三期ニ於テハ建築場ニ於テ家庭骨組構造ノ實習並家庭内部造作外廻リ構造ノ實習

第一期 (二ヶ月)

作業	日數	摘	要
鉤掛	一五	所要工具ノ研磨法及手入主トシテ板削ヲナ	
鉤マナギ	七	所要工具ノ拵(方及手入)鉤マナギ方	
穴彫	七	所要工具ノ研磨法及手入各種穴彫方主ト	
鉤挽	三	横挽カベリ握柄付ケ主トシテ鉤ノ使ヒ方練	
溝突	六	所要具ノ拵(方及手入)鉤マナギ方溝突主ト	
繼手	六	シテ内法モノ、溝突缺ケ方練習ヲナス	
仕口	一〇	各種繼手ノ拵付方刻ミ方ノ練習ヲナス	
		土臺柱足堅メ、脚差、二階梁、小屋組等ノ部	
		分構造ノ繼仕方刻ミ方ヲナス	

第二期 (二ヶ月)

作業	日數	摘	要
平面圖	一	合印、見方、水取等、	
矩計	一	見方、當リ方等	
柱杖尺杖	一	見方、使用法等	







給七級俸

上野甚三郎(山口)。稻垣正一(松山)。西村兵四郎(福岡)。山本八百藏(全)。中野久三(全)。上島善助(熊本)。富永興一(鹿兒島)。山根義幸(宮崎)。古堅宗雅(沖繩)。宜名眞邑義(全)。高橋武雄(宮城)。鈴木環(秋田)。長谷川友松(函館)。

給八級俸

看守長 木宮進(千葉)。菊地信之丞(神戶)。布施寛三(松江)。高橋又兵衛(札幌)。

給九級俸

看守長 瀧川齋(千葉)。石野良之助(市ヶ谷)。

看守長 山本己之吉(小菅)。太田卯八(豊多摩)。辻多七(長野)。高橋龜太郎(奈良)。野並勝治(高知)。前坂源三郎(名古屋)。常石政次郎(金澤)。長嶺梅次郎(松江)。三並丹治(松山)。白濱佐一(三池)。柏原平助(宮城)。神俊三(福島)。佐藤平兵衛(山形)。長谷川己吉(山形)。永井梅吉(札幌)。藤井秀次郎(全)。伊藤勝重(岡崎少年)。

月俸七十圓給與

看守長 林仁次郎(小菅)。豊島好(豊多摩)。古屋盛安(全)。谷田傳次郎(栗鴨)。清水財次郎(橋)。飯田忠直(甲府)。野際寛(滋賀)。木ノ村兵太郎(三重)。高井房之丞(岐阜)。久保井覺治(金澤)。財津

月俸六十七圓給與

看守長 中村庄次(豊多摩)。吉永聰夫(栗鴨)。瀧澤五郎(甲府)。磯徳三(長野)。平田均一(全)。豊田浅一(京都)。石田藤次(大阪)。高橋龜貴(徳島)。市原福馬(全)。金杉濟(三重)。中島廣記(長崎)。茂久親秋(鹿兒島)。佐々木盛(宮城)。南條正己(全)。三留常盤(山形)。中野五平(青森)。今井芳藏(札幌)。藤倉武(釧路)。三浦秀文(函館)。山田寛(北海少年)。

月俸六十三圓給與

看守長 前田久盛(大阪)。

月俸六十圓給與

看守長 鎌形泰次郎(水戸)。野崎重雄(徳島)。中村太郎彦(長崎)。永野弘兄(宮崎)。角尾外茂雄(札幌)。木庄吉助(網走)。榮茂磨(川越少年)。

月俸五十七圓給與

看守長 越田利二(市ヶ谷)。佐藤秀次(名古屋)。安東荒喜(熊本)。松山憲太郎(青森)。小嶋瀧三郎(函館)。

月俸五十三圓給與

看守長 岡本祿一(廣島)。

給六級俸、依願免官

任典獄、補沖繩刑務所長、高等官六等、七級俸下賜  
任典獄補、名古屋刑務所勤務、高等官七等、七級俸下賜

補岐阜刑務所長

典 獄 長 谷 堀 圭 介 (宮 崎)

補宮崎刑務所長

典 獄 井 上 金 次 郎 (沖 繩)

補小田原少年刑務所長

典 獄 補 和 田 岩 雄 (市 ヶ 谷)

福岡刑務所勤務ヲ命ス

全 須 藤 善 一 郎 (名 古 屋)

神戸刑務所勤務ヲ命ス

保健技師 近藤常太郎(小田原)

山口刑務所勤務ヲ命ス

全 酒 井 代 三 男 (神 戸)

静岡刑務所勤務ヲ命ス

同 千 輪 英 性 (山 口)

兒島三郎著

○指紋に現れた個性

紙數百六十頁  
十部代金二圓五十錢

- 目 次
- 前篇—第一章緒論、第二章天稟論、第三章指紋の系統、第四章指紋上の個人、第五章實例、第六章犯罪性の研究
- 後篇—第一章指紋の色彩、第二章運命論、第三章心の變、第四章五指の同配
- 犯罪統計表

右は著者が先頃開催された大阪衛生博覽會へ陳の爲同會長にして大阪市長たる關法學博士依囑に依り編著したるものなるが印刷残本を出の有志に分配す。但し一部賣をなさず。

發行所 静岡刑務所内 協保會

地方だより

山川一郎氏逝く

岐阜刑務所長山川一郎氏は去る六月十五日午後三時十五分心臓麻痺に依り長逝した。氏は本年三月中旬頃より感冒に罹り吉村山口兩博士の治療を受けつゝ推して登壇執務せし四月月初旬より病勢頓に加はりたるを以て引籠り専ら保養せしも尙重要事項は病床に在りて親しく決裁する等その職務上熱心せしは敬服に値する。六月に入り経過漸く不良となり到底再び立つ能はざるを自覺するや枕頭に部下を招きて後事を托す殊に經命將に迫まれりと知るや當日午前十時教務主任を呼び社會事業公共團體等への寄附金額並に葬儀に關する事項を順序正しく遺言し、最後に來世に對する安心立命の確信をも物語れりと、以て氏が平業の周到なる用意の程を推知し得るではないか。

氏は慶應三年三月二十三日岐阜縣安八郡下宮村に生れ明治二十六年二月岐阜監獄の看守を拜命したのを振出しに罷來監獄書記看守長を経て明治四十三年十二月典獄に進み、現川福島山口千葉福岡の各刑務所に歴任し、大正十三年十二月岐阜刑務所長に轉補せらる。

氏は刑務界に職を奉ずること實に三十有四年の長きに亘り其間部下職員の指導訓練に教育者の教化改革に釋放者の保護善導

等に功勞尠からざりしは勿論、不日職を退きたる後は専ら釋放者保護事業等の社會事業に餘生を捧げんとせしに可惜。病氣重態の報天應に達するや特旨を以て位一級を進めらる。

葬儀は本月十八日岐阜市西別院本堂に於て執行、藤岡檢察正、松尾市長、白根保護會長、吉田名古屋刑務所長、岐阜刑務所職員の手辭、泉三行刑局長、鈴木備成會長、本派本願寺の町電あり。仙波陸軍中將、聯隊將校、岐阜裁判所判檢事、今縣、市官公吏、保護會關係者等多數會葬し盛大に葬送を終れり。

故人の遺志に基き

故山川一郎氏遺族大垣市袋町山川眞美氏は故人の遺志に基き本會基金の中へ金壹百也寄附せられたるは奇特の至りて爰に廣員に之を報道して厚く感謝の意を表す。

寄場に就て

刑政七月號刑獄關係を拜讀して、その後「岡本」七月號を讀んで居ると寄場に就ての記事が見當つたから抄録して藤君の御參考迄(一讀者)

長岡藩主は元治元年の秋河井繼之助を抜擢して都奉行とし後四年にして家老上席とした、繼之助の怪脱は藩政に大改革を興へた、その四に

從來の牢獄の外新たに寄場と稱する懲役場を設け博徒の如き領分拂、粗拂、村拂等の刑者を收容した、其罰は髪を五分刈と爲し牢服を柿色に定め一具有刑者たるを知らしめたもので

日中は美々の勞役を課して其勞金中より食費を控除し殘金を積立て放免の日、與へて正業に就いた資たらしめ夜は一室に集めて心學本を聞かせて修業を説いた、而して彼は一般萬生の法を立て、逸去者に對しては斬罪に處したが彼の創めし獄制は今日に於て尙學ぶべきものが多い云々

台灣に少刑

内地の矯正院、少年刑務所の成績に鑑み臺灣總督府は少年刑務所を本年度に新設すべく官廳審議中、處在地位臺北刑務所新竹支所を充當するもの、如く三百五十名の收容力を有して現在僅かに百五十名支所長心得を置く、之を典獄補の所長とし臺北刑務所の少年囚八十名と全島の少年囚全部を收容すと。(臺灣日々)

思想犯の教化

思想方面の犯罪者の爲め朝鮮總督府は、從來の如く普通犯人同様懲役を科し刑務所に收容するも懲戒精神の徹底して教化の實績を擧げ得るや否やを考慮し之等の者に對しては最善の懲戒教化方を樹立すべく行刑課を主として調査研究せしめ居れるが其の一案は此種の犯人收容の特別刑務所を建つこと、二案は逸鳥の刑を復活し濟州島の如きに送り居住制限をなすに在り(法律新聞)

刑務所請負値下

小倉刑務支所の主作業たる久留米餅の請負工資を不景氣の爲騰元と協調し五分値下漸行(關門日々)

看守の發明

旭川刑務支所の看守龜田、近藤兩氏は一年有半の苦心の末、雪中スケートからヒントを得て陸上滑走機の發明を完成、目下全刑務所作業所にて製作中(小樽新聞)

職員表彰

臺北刑務所は始政記念日に二十年以上勤續業行成績拔群の左の二氏に功勞賞を授與し名譽を表彰(臺灣新聞)

看守 加賀見喜藏  
村岡 芳一

ラヂオ講演

六月廿八日愛隣館理事長村松淺四郎氏は犯罪防禦に就てJORBK(ラヂオ新聞)

保護會創設

函館保護會は六月廿九日錦輝館にて發會式、會長西本願寺函館別院大幸願禁師の式辭、函館助成會長川田檢事正、木村義判長等の祝辭あり宣傳映画を映寫。(函館新聞)

製作品好評

水戸刑務所は製作品の家具、靴、如鱗の類に至る迄北三の丸の保護會にて展覽、飛ぶが如き賣れ行き。(いはらき新聞)

新澤洲刑務所は世帯用と土工用具の製作をせるがその製品は好評を博し、一般の注文に應ず。(滿洲日々)

釧路刑務所製作日用品家具品は七月四日釧路總督會連會を機として保護宣傳の一部にもと全會場たる市公會堂に陳列即賣、前以て印刷物配付宣傳の効もあり入場二千餘人忽ち品切れ。(阿會報)

茶話會

六月二十六日午後一時より茶話會開催、報知新聞社副社長太田正孝氏の「新聞と社會」の講演あり官廳事務の批評もありて其味深く三時半散會、講演要旨は追て掲載當日の參會者左の通り

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 渡邊播太郎 | 正田藤衛門 | 太田卯八  | 鍵山俊治  |
| 井川信一  | 谷田傳次郎 | 和田千松郎 | 大木三郎  |
| 一見貞藏  | 市原千代春 | 夏目善太郎 | 本良英龍  |
| 木下弘   | 加藤敦榮  | 尾原静乘  | 吉田廣暢  |
| 内藤惠彰  | 森田信次郎 | 江澤默童  | 工東寅信  |
| 中村庄次  | 大原虎夫  | 兩山玄常  | 米倉忠治  |
| 武田慧宏  | 見川恒次  | 藤井惠照  | 大谷日齊  |
| 山下久市郎 | 淺川亮策  | 田崎治三郎 | 三井文夫  |
| 相澤傳三郎 | 中演亥三郎 | 岡澤光治  | 小橋昭慶  |
| 保坂清治  | 大野光藏  | 永井梅太郎 | 安井栄松  |
| 和田太郎吉 | 河崎照順  | 伍井解郎  | 中林五郎  |
| 八木貞次郎 | 石井大助  | 中田主税  | 平松孝之  |
| 三枝富隆  | 西條榮作  | 青柳彌録  | 岡本幸次  |
| 木宮進   | 伊藤忠次郎 | 田畑明照  | 角道晃   |
| 石井幸助  | 伊南喜一郎 | 藤原教圓  | 小林忠夫  |
| 岩出三五七 | 子島寅藏  | 岡     | 向井良平  |
| 吉田圓正  | 曾合勲藏  | 山下久市郎 | 今關久一郎 |
| 上原新太  | 持田久藏  | 村木孝吉  | 松澤澤次  |
| 大野數枝  | 平井彦三郎 | 双木文四郎 | 上田茂登怡 |

野崎辰雄 佐藤乙二 本會職員

基金寄附者芳名

左に芳名を登載して謝意を表す

- |       |      |       |         |
|-------|------|-------|---------|
| 寄付額   | 振支部  | 推薦會員別 | 氏名      |
| 一金壹千圓 | 福島支部 | 名譽會員  | 長谷川喜一   |
| 同 參百圓 |      | 贊助會員  | 大鳥要三    |
| 同 五拾圓 |      |       | 佐藤吉兵衛   |
| 同 參拾圓 |      |       | 油井徳藏    |
| 同 貳拾圓 |      |       | 菊田保吉    |
| 同 拾圓  |      |       | 佐藤長太郎   |
| 同 貳拾圓 |      |       | 邊谷伊三郎   |
| 同 拾圓  |      |       | 邊見子之吉   |
| 同 貳拾圓 |      |       | 鈴木和一    |
| 同 五圓  |      |       | 鶴本ヒルロカ! |
| 同 貳拾圓 |      |       | 鳥出張所    |
| 同 五圓  |      |       | 河原喜久太郎  |
| 同 貳拾圓 |      |       | 山八銀行    |
| 同 壹百圓 |      |       | 吉野周太郎   |
| 同 五拾圓 |      |       | 第百七銀行   |
| 同 參拾圓 |      |       | 小林富吉    |
| 同 拾五圓 |      |       | 阿部和永吉   |
| 同 拾五圓 |      |       | 池田鐵藏    |
| 同 拾圓  |      |       | 内池文五郎   |
| 同 拾圓  |      |       | 以下つゞく   |

行刑統計

大正十五年四月中入出監並月末在監人員

(△) 増 (▽) 減

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
刑事被告人	三、二八	三、六九	三、三九	三、五七	三、二八	三、七七	△ 二七	△ 一九三
勞務場留置者	三、七	三、六四	三、六二	三、二〇	三、五七	三、四八	△ 一七	△ 一〇
乳兒	三、六	三、七	三、七	三、三	三、六	三、七	△ 一	△ 一
總計	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	△ 一	△ 一
男	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	△ 一	△ 一
女	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	△ 一	△ 一
備考	北米合衆國受刑者男一人	露西亞受刑者男二人アリ	刑事被告人男五三人	刑事被告人男三四人	支那人受刑者男一〇一人	刑事被告人男一四人		

大正十五年四月中在所者人員表

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞務留置場者		乳兒		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
小谷	1,141	1,141	3	1	1	1	1	1	1,147
市谷	2,177	3,334	3	1	1	1	1	1	5,517
豊多	1,044	1,044	9	1	1	1	1	1	2,142
葛城	2,126	2,126	1	1	1	1	1	1	4,256
横濱	5,333	5,333	6	2	5	5	1	1	10,673
水戸	7,919	7,919	1	1	7	7	1	1	15,840
宇都宮	4,448	4,448	1	1	7	7	1	1	8,906
前橋	1,085	1,085	6	3	1	1	1	1	2,176
甲府	2,021	2,021	2	1	6	6	1	1	4,056
長野	7,535	7,535	1	1	3	3	1	1	15,075
新野	7,432	7,432	1	1	1	1	1	1	14,866
京都	4,000	4,000	7	2	4	4	1	1	8,016
大阪	8,444	8,444	1	1	1	1	1	1	16,892
大津	3,679	3,679	1	1	1	1	1	1	7,362
神奈川	1,649	1,649	6	1	6	6	1	1	3,363
奈良	1,333	1,333	1	1	1	1	1	1	2,666
合計	70,707	70,707	77	33	33	33	33	33	141,444

刑務所別	受刑者		刑事被告人		勞務留置場者		乳兒		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
徳島	5,081	5,081	3	1	1	1	1	1	10,168
高松	7,642	7,642	1	1	1	1	1	1	15,286
高知	6,300	6,300	1	1	1	1	1	1	12,604
名古屋	1,790	1,790	1	1	1	1	1	1	3,582
三重	7,919	7,919	1	1	1	1	1	1	15,840
岐阜	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
山梨	7,333	7,333	1	1	1	1	1	1	14,666
山崎	7,919	7,919	1	1	1	1	1	1	15,840
山口	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
廣島	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
金澤	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
岐阜	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
松山	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
長門	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
三浦	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
福井	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
大分	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
熊本	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
鹿島	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
宮崎	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
神戶	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
宮城	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
福島	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
山形	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
岩手	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
青森	6,124	6,124	1	1	1	1	1	1	12,249
合計	70,707	70,707	77	33	33	33	33	33	141,444



